

令和元年壮警町議会第 4 回定例会を、次のとおり招集する。

令和元年 11 月 29 日

壮警町長 田 鍋 敏 也

記

1 期 日 令和元年 12 月 12 日

2 場 所 壮警町役場 大会議室

3 付議事件（予定）

- （1）壮警町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
- （2）一般の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （3）議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- （4）公の施設に係る指定管理者の指定について
- （5）令和元年度壮警町一般会計補正予算（第 8 号）について
- （6）令和元年度壮警町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- （7）令和元年度壮警町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- （8）令和元年度壮警町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- （9）人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○応招議員（9名）

1 番 菊 地 敏 法 君
3 番 佐 藤 忖 君
5 番 山 本 勲 君
7 番 毛 利 爾 君
9 番 長 内 伸 一 君

2 番 松 本 勉 君
4 番 加 藤 正 志 君
6 番 真 鍋 盛 男 君
8 番 森 太 郎 君

○不応招議員（0名）

令和元年壮瞥町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和元年12月12日（木曜日） 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第75号ないし議案第82号及び諮問第1号について
（提案理由説明・議案内容説明）

○出席議員（９名）

1 番	菊 地 敏 法 君	2 番	松 本 勉 君
3 番	佐 藤 忖 君	4 番	加 藤 正 志 君
5 番	山 本 勲 君	6 番	真 鍋 盛 男 君
7 番	毛 利 爾 君	8 番	森 太 郎 君
9 番	長 内 伸 一 君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者	
	阿 部 正 一 君
税務会計課長	
総 務 課 長	庵 匡 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課長	齊 藤 英 俊 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
産業振興課長	木 下 薫 君
建設課長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	齋 藤 誠 士 君
選管書記長(兼)	庵 匡 君
農委事務局長(兼)	木 下 薫 君
監委事務局長(兼)	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開会の宣告

○議長（長内伸一君） ただいまから令和元年壮瞥町議会第４回定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） 直ちに本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において

１番 菊地敏法君 ２番 松本 勉君

を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（長内伸一君） 日程第２、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から１２月１３日までの２日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から１２月１３日までの２日間と決しました。

◎諸般の報告

○議長（長内伸一君） 日程第３、諸般の報告を行います。

議会一般、総務、経済合同常任委員会所管事務調査報告、監査委員からの例月出納検査結果報告、定期監査結果報告、各団体からの陳情、要望等、広域連合、行政事務組合議会等報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

今期定例会の付議事件は、議案９件であります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（長内伸一君） 日程第４、行政報告を行います。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 本日、第4回定例会を招集いたしましたところ、ご多忙の中、議会議員の皆様には全員のご出席を賜りましたことにまず御礼を申し上げます。

また、ただいま総務大臣表彰の伝達、受賞されました松本勉様におかれましては、長年にわたり本町並びに胆振管内の地方自治の進展、発展にご功績がございました。受賞を心から感謝を申し上げますとともにお祝いを申し上げたいと思います。これからもご活躍いただくようお願い申し上げます。

令和元年第3回定例会以降における町政の主なものについてご報告を申し上げます。

最初に、お手元に第3回定例会以降における工事発注一覧表を配付しておりますので、ご照覧ください。

次に、要望活動についてご報告申し上げます。9月21日、自由民主党北海道第9選挙区支部主催の移動政調会が地域交流センター山美湖で開催され、町として町道滝之町中島1号線の整備に伴う財源確保及び（仮称）有珠山外環状線の整備に係る町道上立香第2線の道道昇格の2点の重点事項とともに、国道453号、蟠溪道路、道道洞爺湖登別線サンパレス工区の整備促進や上久保内、幸内地区地すべり対策の推進などにつきましても要望を行いました。

次に、第5次壮瞥町まちづくり総合計画についてご報告申し上げます。現在総合計画策定に当たり、庁内におきましては課長職から成る策定委員会及び若手職員を中心とするプロジェクト会議での協議、8月29日には町内有識者の皆様で構成する壮瞥町まちづくり審議会を設置し、これまで2回の会議を行い、今後も3回程度会議を開催し、審議していただく予定となっております。10月29日からは、教育、子育て、生涯学習分野、保健、福祉、医療分野、産業振興分野、まちづくり分野の4つの分野で分野別懇談会及び講演会を開催し、延べ110名の皆様にご出席いただき、活発な意見交換をすることができました。また10月25日からは町内7カ所で町政懇談会を開催し、延べ66名の皆様にご出席していただき、総合計画の基本構想案の概要についてご説明させていただき、貴重なご意見をいただきました。今後は、各懇談会で寄せられた意見等も参考にし、策定作業を進めるとともに、パブリックコメントの実施、議員各位のご意見等も踏まえ、持続可能な町としていくためにも具体的で実効性のある計画にまとめていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、防災キャンプ事業についてご報告申し上げます。令和元年9月18日、壮瞥小学校を会場に防災キャンプ事業と北海道及び北海道教育庁が全道の学校に実施を呼びかけている1日防災学校をあわせて実施し、町内外から22名と壮瞥小学校の全児童、教職員に参加いただきました。講師には町防災学識アドバイザーの岡田弘氏と日本赤十字北海道看護大学看護薬理学領域災害対策教育センター長の根本昌宏氏を招きしたほか、西胆振行政事務組合消防本部壮瞥支署、室蘭地方气象台、陸上自衛隊第71戦車連隊第2戦車中隊、日本赤十字奉仕団壮瞥支部ほかのご協力もいただき、実施しました。「有珠山の噴火活動」と題し

て岡田先生より講演を、根本先生からは「災害時の避難所設営・運営を学ぼう」と題し、体験プログラムが行われ、6年生は実際に段ボールベッドの組み立て方や仮設トイレについて体験しました。また、5年生は赤十字奉仕団の方々と災害食の調理を、4年生は有珠山噴火への備えを学習し、3年生は災害と自衛隊の仕事について、2年生は古新聞を活用したスリッパづくり、1年生は防災をかるたを通じて学ぶ等、全児童が1日、防災について学びを深めたほか、室蘭地方気象台職員の講話、最後に児童の保護者への引き渡し訓練も行われました。

また、防災キャンプに先立つ9月13日にはそうべつ情報館 i で防災キャンプ事前学習を行い、岡田先生、根本先生の講演をいただき、2000年有珠山噴火の経験がない役場職員の研修も兼ねて実施したところであり、有意義な機会になったと評価しております。町といたしましては、有珠山噴火や自然災害発生時に的確な行動がとれるよう、基礎的な知識、技能を習得するこのような機会を今後も継続して実施していく所存ですので、よろしくお願いいたします。

次に、北海道登別・洞爺広域観光圏協議会主催、中国トップセールス、海外プロモーションについてご報告申し上げます。国際情勢により外国人観光客の減少があることから、観光客の増加が見込まれる中国にジオパークと来年4月に白老町にオープンするウポポイをPRし、さらなる誘客を図ることなどを目的に11月16日から20日まで、中国海南省海口市と広東省広州市を登別、洞爺湖、白老、壮瞥の4首長、室蘭市副市長、伊達市教育長、3市町の観光協会の代表、本町からは阿野裕司観光共通会長が参加し、計15名でトップセールスを実施しました。

海口市は火山のジオパークがあり、市長、副市長、旅行担当者やジオパーク関係者との会談や地元旅行会社との商談会を実施したところです。広州市は登別市の友好都市であり、日本への関心も高く、経済的にも裕福な方々が多い地域であり、市長、旅行担当局長ほかとの会談を行い、北海道への送客実績のある旅行社、航空会社と直接話を行ったところでもあります。それぞれ誘客への期待と手応えを感じるとともに、空路開設の必要性など取り組むべき課題を認識したところであり、今後協議会において誘客に必要な環境を整え、成果がより一層あらわれるよう努力する所存でありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、永年在住功労者への感謝状贈呈についてご報告申し上げます。町では、第5次行政改革実施計画において永年在住功労者への感謝状贈呈については昨年度限りで廃止することとしておりましたが、町議会との協議を踏まえて再検討した結果、一部実施方法を改正した上で本年度以降も継続することといたしました。そのため、本年度対象となられた26名の皆様には、11月3日にとり行いました令和元年度壮瞥町功労者表彰式におきまして感謝状及び記念品を贈呈させていただいたほか、欠席された皆様に対しましてもお手紙を添えてご自宅にお届けしたことをご報告申し上げます。

以上、令和元年第3回定例会以降における町政の主なものについてのご報告といたま

す。

○議長（長内伸一君） これにて行政報告を終結いたします。

◎一般質問

○議長（長内伸一君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、通告順に順次発言を許します。

8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） まず、質問事項ですが、農業及び観光振興対策についてお伺いしたいと思います。

質問要旨といたしましては、まず、理事者におかれましては就任から7カ月を経過し、現在第5次まちづくり総合計画策定に向けた、一連の作業と来年度の予算編成作業も佳境を迎えていることと思います。さて、町長は所信表明で明るく元気なまちづくりの実現を述べられ、農業と観光振興の重要性についても訴えられました。そこで、新年度予算編成に当たり、具体的施策の考え方についてお伺いいたします。

1点目、農業振興策では農業後継者、担い手不足対策が必要であり、方策として担い手育成センター機能強化の取り組みを進めるということでしたが、新年度予算にどのように反映していこうと考えておられるか。

2点目、農業就業を目的として設置されたシェアハウスは、雇用就農対策としての効果は理解できますが、自営就農に結びついていくための現状の課題認識と具体的対策についての考え方についてお伺いいたします。

3点目、経営基盤安定に向けた取り組みとして農業基盤整備等の検討が必要であるということをお述べおられましたが、新年度に取り組まれる具体的な内容は。

4点目、観光振興の課題として道内有数の観光スポットである昭和新山地区の地元観光事業者の経営基盤の安定の必要性をお述べおられましたが、新年度において具体的対応を進める考え方があるかどうかお伺いいたします。

5点目、町内に進出、立地予定の観光関係企業の動きがなかなか見えていないが、課題と今後の見通しについてお伺いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 8番、森議員のご質問にご答弁申し上げます。

1点目の担い手育成センター機能などについてであります。農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進行する中、本町農業、農村が未来に向かって持続的に発展するためには、新規就農者の増加、定着を図るなど意欲と能力のある多様な担い手を育成、確保していくことが重要と考えています。このため、町としましてはこれまでも北海道農業担い手育成センターなどが実施する就農フェアに出展し、PR活動を展開するほか、就農希望者の受け入れ態勢を整備するため、農業シェアハウスの建設や親元就農への支援、さらには国の

農の雇用事業を補完する資金の貸し付けなど、農業の担い手を育成、確保するための施策を展開してきたところであります。

新年度からの取り組みにつきましては、現在予算編成作業を進めているところですが、農業の担い手の育成、確保に関する施策としては、役場に設置している地域担い手育成センターについて、壮瞥高等学校を初め、指導農業士、農業委員会、農業改良普及センターなどと組織体制を整備し、就農相談から研修、実習の受け入れ、新規就農はもとより、就農後のキャリア支援を含めた受け入れ、支援体制の機能強化を検討しているところであります。

次に、2点目の自営就農についてであります。新規就農の形態といたしましては、自立して農業を始める場合や農業法人等に就職して従業員として農業に携わる場合などが一般的に考えられます。このうち自立して農業を始める場合は、農地の取得や農業用施設、機械の整備に資金を要するとともに、農作物を安定して生産するための栽培技術、さらには販路の確保や経営者としてのスキルも必要となってきます。また、農業法人等に就職して従業員として農業に携わる雇用就農につきましては、給与をもらいながら農業技術等も身につけることができますので、特に非農家出身等の農業参入には有効な方法と言われています。こうしたことから、本町におきましては就農時の資本装備や栽培技術力、販路等のリスクの少ない雇用就農での新規就農を基本的にお勧めしているところであります。

しかしながら、就農を志す方においては、自立就農の夢を描いているものの資金力や技術力等の課題から雇用就農の道を選択している場合もありますので、雇用就農から自立就農へのキャリア支援をしっかりと打ち出していくことが重要と考えています。このため、先ほどのご質問でお答えいたしましたように、町の地域担い手育成センターの機能強化を検討しているところであり、雇用就農から農業法人の分場として自立していくことや法人組織の中で役職を担っていくこと、さらには後継者のいない農場の経営継承など雇用就農後のキャリア支援を構築するなどして、すぐれた担い手の育成、確保を図ってまいる考えであります。

次に、3点目の農業基盤整備等についてであります。意欲ある農業者等が創意工夫をし、経営発展を目指せるよう、新技術の導入や機械、施設等の整備、農地の集積等の取り組みを初め、農作業の省力化や生産コスト低減等に向けた経営基盤等の整備を計画的に推進し、本町農業、農村の体質強化を図っていく必要があると考えています。このため、令和元年度においても国や道の補助事業を活用してタマネギの生産施設や農産物保管用冷蔵庫の整備を行うとともに、農業用排水施設の整備を実施してきたところであります。

次年度におきましても、農作物の生産施設、機械の整備や農業用施設の整備を初め、新技術の導入に向けた営農技術体系の構築などについて国や道の補助制度の活用を基本に現在検討を進めているところでありますが、今後の事業計画協議等の状況や国の補正予算の動向なども踏まえながら、予算計上も含めて適時適切に対応してまいりたいと考えてございます。いずれにしましても、壮瞥町の特色を生かした付加価値の高い農業生産体制を確

立するとともに、農業経営の体質強化をしっかりと進めてまいりたいと考えております。

次に、4点目の昭和新山地区の魅力化についてですが、昭和新山地区は1960年代以降、有珠山、昭和新山の自然を観光資源として発展し、現在でも100万人以上の入り込みがある本町を代表する観光スポットです。現在の商店街は、店舗の老朽化、事業者の高齢化と後継者不足、空き店舗などが発生しているところであり、観光地としての魅力を高める必要があると認識しております。こうした課題への対応として平成13年度から検討が行われ、また平成27年度には地方創生交付金を活用し、昭和新山地区観光活性化基礎調査を実施し、報告書を取りまとめているのですが、その後具体的な動きがなく今日に至っている状況と承知しております。

本件事案は大変難しいことと認識しておりますが、報告書を踏まえ、魅力ある観光空間の形成、火山防滅災機能の強化等を行うなど、あるべき姿を第5次壮瞥町まちづくり総合計画に位置づけて推進すべきと考えております。そのために、地元事業者の意向を確認しながら、関係機関との調整、助言を得て、事業者、行政などの連携により推進体制を整えていくことが重要と考えております。

次に、5点目の町内に立地、進出予定の観光関係企業の動きについてですが、現在壮瞥温泉地区に立地予定のリゾートホテルにつきましては、所管庁との協議を進めており、来年度に着工し、再来年度に営業開始を予定として作業が進められていると承知しております。また、洞爺湖温泉地区に立地予定の施設につきましては、設計の見直しや最終工程を構築しているものと承知しております。課題と今後の見通しについては、今後具体的な計画の提示を受け、庁内で調整、協議を進めていくようになるものと考えますが、必要な事項につきましては議員各位にもご相談申し上げ、推進していく所存ですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご答弁いたします。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それでは、再質問を進めていきたいと思っております。

まず1点目の就農フェアの実績及びシェアハウスの利用状況並びに国の雇用事業を補完する資金貸付事業の実績についてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 森議員の再質問にお答えします。

初めに、直近の就農フェアの実績やシェアハウスの利用状況などについてであります。まず北海道農業担い手育成センターなどが実施する新規就農フェア等の実績は、今年度5月と10月に札幌で開催されたフェアに町内の農業法人等の方々と出展をしましたが、このときに壮瞥町のブースを訪れた就農希望者は10名でありました。また、6月に仙台で開催されたフェアでは6名の方が壮瞥町のブースを訪れております。なお、これまでの成果としては、平成30年に札幌で開催されたフェアで当町のブースを訪れた方1名が実際の就農に結びついているところであります。

次に、農業シェアハウスの利用状況についてですが、平成30年4月からこれまでに9名

の方が利用しておりまして、直近の利用状況としましてはこの 12 月に 1 名利用者が増加して、現在は 4 名の方が入居している状況でございます。また、農業シェアハウスの利用者の就農状況であります、現在入居中の 4 名を含め 6 名の方が町内で就農しております。さらに、国の農の雇用事業を補完する農業法人等雇用奨励貸付金につきましては、平成 30 年度で 2 件、今年度は現時点で 1 件の実績となっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） 実績についてはその程度なのかなと。ただ、実際就農フェアに行って、最終的には札幌で実績は発生したようでございますけれども、内地のほうで行った就農フェアでは余り実績はないということではよろしいのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本州といいますか、北海道以外のフェアに出展した後の実績というのは今のところございません。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） 了解いたしました。

それで次に、基本的な姿勢として意欲と能力のある担い手を育成、確保していくということだと思いますが、PR 活動の必要性や就農希望者受け入れのためのシェアハウスの整備はあってもよいと思うのですが、まず一番重要なことは就農希望者のスキルアップを目指していくことだと思います。それで、本来であれば壮瞥の農業形態に沿った形のより具体的な研修施設の設置ですとか研修メニューをそろえていく必要があると思うのですが、この辺についての考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁申し上げます。

研修施設の設置や研修メニューなど研修体制の充実に関しましてはありますが、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化が進行する中、新規就農者の増加、定着を図るため、道内の市町村では研修生や受け入れ指導農家に対する助成など就農に向けた支援のほか、宿泊実習施設の整備や滞在経費への助成を初めとした農業体験実習の支援などさまざまな独自支援を展開しているところであります。

こうした中、本町におきましても農業シェアハウスの整備や農業法人等雇用奨励貸付金などの独自施策に取り組んできたところでありますが、実践的な農業研修につきましては受け入れ先の農業法人や農業者に対応していただいているのが現状であります。町としましては、意欲のあるすぐれた担い手を育成、確保するためには受け入れ研修体制の充実強化が必要であると考えておりますので、これまでの農業法人等を中心とした農業研修を初め、道立農業大学校や花・野菜技術センターとも連携した先進的な技術や経営の学習など

実践的な研修の展開、さらには新規就農を希望する者が町内の農業用施設を効果的に活用した実践的な研修体制づくりなどについて地域担い手センターの中でしっかり議論してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 実践的といいますか、壮瞥の農業の特性といいますか、そういうものが広く周知されなければ就農しようという希望者があらわれてこないのではないのかなという感じがしております。PR活動の必要性を述べておられますが、ホームページ、私どもというか議会で、一昨年ですか、むかわのほうの就農関係の事業、担い手育成センターを視察してきたのですが、ホームページでのぞいてみますと、すぐ就農育成の育成センターのページが出てくるのです。というのは、壮瞥の場合なかなかわかりづらいといいますか、ホームページでいうとわかりづらくて、むかわの場合は農業委員会、そしてそれからリンクさせて担い手育成センターに飛んでいくということで、非常にわかりやすいPRといいますか、そういう情報が出ておりました。

それと、本来であれば私どもの町というのは特性でいうと何でもとれるという特性があって、逆に就農形態を絞り込んでいくというのは難しい部分があるのかなと思うのですが、ただこれは振興作物の絞り込みについては本来就農希望者、当然就農希望者の要望に合ったものであってもこれはいいというのはわかるのですが、あくまでも町主体で打ち出し、振興作物はこれなのだということを決めて、それで就農を募集する活動につなげていったらいいのではないかなと思っております。ですから、例えば壮瞥であれば施設野菜のトマトもありますでしょうし、果樹は技術的な部分あってなかなか普及するといっても難しい部分があると思うのですが、ニーズに合わせるという形で振興作物絞るのもいいのしょうけれども、そうでなく壮瞥の特性としてこれがあるのだと、やっぱり有利性をこちらのほうから打ち出していくという形がいいのではないかなと思うのですが、その辺についての考え方があればお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 地域の特性を生かした新規就農の受け入れ態勢の整備ですとか、それから情報発信の仕方についてもお話があったと思います。私のほうからお答えさせていただきたいなと思います。

まず、最初に言われていました情報発信についてなのですが、議員おっしゃるとおり、私もなかなか、就農を求めているとか、そういうところが見にくいというのは感じておりました。それで、実は札幌段階の農業公社のほうにも全道の市町村の担い手センターのリンクするところがありまして、そこも十分に活用されていないなということが見受けられますので、そういったことも含めまして、ちょっと体制を取り直して取り直して整備してまいりたいなと1つ考えてございます。

それから、地熱ハウスなどを利用した受け入れ態勢ということもあります。実は、全道

でいろんなところで新規就農者のトレーニング施設というか、受け入れ施設をつくっているとところがございます。うまくいっているところ、設置はしたものの、やっぱり運営費がかさんでいるという内情も内々では聞いているところもございます。整備すればいいのだろうなというのも1つあるのですけれども、私もこれはこれからの地域との協議になっていくと思うのですけれども、やはり既存の施設をうまく活用しながら、費用対コストも余りかけないような形で地域に合った体制で受け入れていくというのは重要な取り組みだと思うので、この辺は地域の中で実際に今利用されてる方々がいらっしゃいますので、その方々の了解もとらなければならないし、調整していかなければならないことだと思っていますので、そういうことも含めまして地域担い手センター自体の体制と、それからそこで考えていくこととか、そういう中身をしっかり組み立てて、全道、全国から興味を持って我が町をターゲットにしてくれる人がふえるように考えていきたいなと思ってございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） これは、新年度予算、もしくは新年度では難しい部分もあるのかとは思いますが、これからの町の振興予算といいますか、農業振興予算のほうに期待申し上げるところでございます。

それでは、2点目に移りたいと思います。2点目の自営就農についての考え方という部分ですが、まず新規就農の形態には雇用就農と自営就農があると思うのですが、雇用就農の場合は往々にして雇用者側の労働力不足といいますか、労働力不足解消のための人材確保という形で何か利用されているのかなという思いが実は私としてはあります。それで、就農者側では農業に本当に興味があって、さらに雇用就農やることによって、先ほどの答弁でもあったのですが、一定の安定した収入、それから農業技術の習得、それから農業に参加する初期投資がかからないというメリット、これはあるということは理解できます。

ただ、お互いの希望がマッチングして本町の雇用就農というのが成立している一面もあると思うのですが、雇用就農から自営就農に結びついていくケースというのは、問題は就農希望者本人に農業に対する思い入れ、強い意思があって初めて成り立つと思うのですが、現実には雇用就農に入っている段階で、それが将来的に生活を支える糧になり得るのかどうかという迷いが多分出てきて、なかなか自営就農に結びついていないのかなという感じが私として思われるのですが、その辺について考え方あればお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） それでは、雇用就農から自立就農への取り組みについてということでございます。先ほど来町長の答弁にもございますけれども、道内で就農を志す方というのは基本的に描いてる夢というのは自立就農の夢を描いているというふうに私も承知しています。でも、現実的には、やはりお金がないですとか技術がないということ、いろんなことの課題から雇用就農という形で農業に携わっているという形が多いのではないかと

というふうに認識してございます。

地域の担い手の対策の中では、やはり一番重要なのは新規就農された方がしっかり定着されて、そして将来的にはこの町の地域農業を担うような人材に育っていただきたいというのが一番大事なのではないかなというふうに考えています。森議員が言われるとおり、ただただ労働者としてだけでずっと一生終わるというのは余りにも何かビジョンがないというか、そういうふうに感じます。私もずっと思っています。新規就農のきっかけはそういったリスクの少ない雇用就農であるかもしれませんが、本来思い描いていた自立就農への道を閉ざすことのないように、地域で就農後も地域センターとか、そういうところが中心となって、キャリア支援という言葉を使いますが、継続的に行っていかなければならないなど。これは私が道立農大にいたときも、やはり雇用就農が多いものですから、そういった形でいろんな道が開けるようにサポートしていく体制つくらなければいけないというお話ししていたのですけれども、そういったこともここでやっていったらいいかなと実は思っています。

雇用就農からキャリアを積んでいく方法というのは、いかようにもあるのかなと思っています。例えば先ほども町長の答弁の中にもありましたけれども、法人の中で単なる従業員にとどまらず、農場長のような役職に就任していただく。実際この町でも、経営継承という形ではないのかもしれませんが、雇用で入った方が代表になっているようなところもあると聞いているのですけれども、そういったこともありますし、のれん分けのような形でグループ会社として独立して、販路も一緒にしながら独立するということも考えられるのかなと思います。また、ある程度技量とか経営管理力がつけば、後継者のいない農場を経営継承というのも今推進しているので、そういったことも可能性があるのかなと思っています。でも、このためには、やる気とか、そういうものをなくさないように将来設計を地域が応援する、そして実現するような受け入れ態勢が一番重要だと思いますので、現在研修とか雇用就農の受け入れ先になっている農業法人とか農業者の方입니다けれども、それから関係機関の皆さんとも、壮瞥ではどのようなキャリア支援ができるのか、それから雇用就農を初めとした新規就農の担い手をどう育てていくのかというのをまずしっかり議論して、みんなの理解も得ながら、地域で担い手として育てる体制をつくっていききたいなど、そういうきっかけづくりを役場も主導しながらやっていきたいなと思っていますので、ご理解いただければなと思っています。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 了解いたしました。そのような形で進めていただければと思います。

それで、私は農家の方のシェアハウスに関しての声を聞いてきたのですが、その中でちょっと気になった部分が、シェアハウス設置条例ですか、設置条例の中で利用期間は2年ということだと思うのですが、この2年がちょっと短いといいますが、キャリアを積むためには2年では短いと。ただ、恐らく2年間そこに住んで雇用就農された方は、そ

の先があると思えば例えば町内の公営住宅等に移るという方策も考えるのだとは思いますが、ただその際例えば町内の公営住宅ということであれば、場合によっては混んでいた場合抽せんということで、単純に当たらないと。ですから、シェアハウスはあるのですが、今5室あるシェアハウスでは将来住居環境を確保するのに不安だという声も実はお聞きしております。ですから、その辺、シェアハウス、もしくは新たにそれに似たような施設、それは今使っていない公共施設を含めて改造して例えば住居環境の整備に充てるとかという考え方があるかどうか、その辺についてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） シェアハウスの収容能力の問題ですけれども、先ほどとご答弁したように、5室のうち4人で、あと残り1年ぐらいの人もいますけれども、やはり地域で残っていただく対策も重要だというふうに私も理解してございます。当時設置要領をつくったときの経緯とか、そのこのところはどうなっているか私は今はちょっと承知していませんけれども、多分いろんなことを考えながら2年という期間を設定したのだと思っています。そのこのところは大事に考えていかなければならないのかと思いますけれども、住居状況とかいろんなことを考えながら、柔軟な対応も必要な場合もあるのかなというふうに思いますけれども私の一存で今ここで決めることはできないので、その辺は検討させていただきたいなと思いますし、それから我々が職場の中での議論では、どこか遊休施設があるのであればそういったようなことも考えたらいいねというような議論はしていますので、財源の問題とかいろいろございますので、そこは慎重な対応になるかと思っておりますけれども、我々の担い手育成、確保対策、答弁の中では言っていないけれども、実は就農フェア以外にも道立農大でキャリアサポートという、いわゆる在学生の就職相談会、進路相談会があって、そこにも来年から参入しようとする。その背景というのは、農大の学生も非農家出身者がふえていて、要は就職活動を支援していかなければならないというところが課題になっていましたので、進路相談会を法人の方々も呼んで、そこで選択していただくような場をつくっているのですけれども、そういうところにも参入して、できるだけ多くの人を獲得してこようとは考えてますので、そういったときに当然受け皿の問題が出ると思いますので、すぐに実現するかどうかはわかりませんが、そういったことも踏まえながら、結果が伴ってきたら、そういうふうな方向にシフトしていければいいなというふうに今は考えているようなことをご理解いただければと思います。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 理解いたしました。今のところは、とりあえずは需要は間に合っているということでは理解いたします。ただ、私が聞いてきたのは、期間が決められるとどうしてもその先本当に住んでいられるのだろうかという不安を持っているという声があったということで、もしその辺が発生した場合に柔軟に対応していただければと思います。

それとあと、3点目に移ります。農業基盤整備等についての考え方、これは意欲ある農業者が創意工夫をし、経営発展を目指せるようということだと思っておりますが、この事業の

実績といたしますか、これの対象となった今年度、令和元年度での対象の農業者数といたしますか、これについてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） ご答弁いたします。

本年度における事業の対象者数についてであります。令和元年度におきましても付加価値の高い農業生産体制を確立し、農業経営の体質強化を図るため、国庫補助事業を効果的に活用して農業者の取り組みを支援してきたところであります。今年度これまでに実施した事業の対象者でございますが、タマネギの育苗施設を整備した中山間地域所得向上支援事業では、壮瞥町タマネギ生産加工組合の構成員で6名、また農産物保管用冷蔵庫を整備した強い農業担い手づくり総合支援交付金で1名、小豆生産の省力化を図るため、新技術として密植栽培を実施した畑作構造転換事業で12名と生産関係の取り組みとしては合計で19名の農業者を対象事業を実施してきたところであります。さらに、道の地域づくり総合交付金を活用し、小規模な土地改良施設の整備も実施しており、幸内地区の14戸を受益とした農業用排水施設改修を行ったところであります。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 了解いたしました。

農業の現状と課題というのを挙げれば、当然農業者の高齢化、それと担い手不足、それとあと耕作放棄地の増加があると思います。さらには、これからどうなるかわかりませんが、輸入農産物の増加、それから産地間競争による農産物価格の低迷があると思うのですが、そのような中で意欲ある農業の担い手の育成、これを支援していくということは重要だと思うのですが、答弁にもあるようなこの支援を受けることもできる対象者は、実は町内農家のごく一部といたしますか、限られた農家しか受けられていないのではないのかなと思います。それで、この受益の部分をもっと多くの農業者に広く行き渡らせる対策が必要だと思うのですが、それについての考え方をお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 答弁いたします。

農業機械や施設の整備についてであります。森議員がおっしゃるとおり、補助事業を活用した機械や施設の導入に当たっては事業実施主体の要件や作付面積規模といったさまざまな要件があるため、全ての農業者の方が対象にならないのが現状であります。道内では農業従事者の高齢化や労働力不足が進行する中、農作業を請け負うコントラクター、農作業受託組織とありますが、地域の営農を支える組織が発達しておりまして、農家の労働負担を軽減するだけでなく、個々の農家の機械設備に係る経費を節減する効果など、農業経営の安定と地域農業の維持、発展を図る上で大きな役割を果たしているところであります。

当町におきましても小麦の生産で実施しているところがありますが、補助事業の対象と

なる農業法人や専門的な農業者が補助事業を活用して高性能農業機械を導入し、オペレーターとなって機械装置のない農業者や高齢者等の農業経営について播種や収穫といった機械作業を担うことによって、みずからは補助事業を活用することのできない高齢者など農業経営意欲のある多くの利用者が機械導入の効果を享受することが可能になると考えております。いずれにしても、農業法人や専門的な農業者が中心となって地域農業のシステム化を図る取り組みは地域農業全体が維持、発展していく上で重要でありますので、今後ともこうした取り組みを支援してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 理解するところであります。ただ、農業従事者が高齢化が進んでいくと、それと担い手不足も今非常に発生しているという、これらに対処するための一つの方策としては、例えば農業法人化のほうに誘導していくということも必要なのかなと思うのですが、その辺についての考え方あればお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 農業経営の法人化についてのご質問にお答えしたいと思います。

農業経営の法人化は、対外的な信用力が高まるということのほか、給与制や休日制、それから社会保険等の労働条件の整備ということですぐれた人材を確保しやすく、経営の規模拡大ですとか多角化などの事業展開が容易になるということで、多くのメリットを有していると一般的に言われてございます。現在町の調べで10法人、町内にはございます。地域の離農者の農地や高齢者の農作業の引き受け、それから6次産業化への取り組みを初め、新規就農者の育成とか雇用の場として法人は期待されているということになります。このため、町といたしましても地域農業を支える重要な担い手として法人を育成するために、北海道農業会議や北海道農業法人協会というのがございますので、そういったところの関係機関、団体とも連携しまして、法人の設立に関する相談会、相談対応とか、そういうことをやりながら、農業経営の法人化がもっと進むようにそういった取り組みを支援してまいりたいなというふうに考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） そのように期待しております。

それでは、4点目に移りたいと思います。これは昭和新山地区の商店街の活性化という部分になるのですが、この問題がなかなか解決しないと、この要因を町としてはどのようにとらえているかという部分についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

課題解決が進まない要因についてですけれども、商店街がある場所につきましては公共用地が少なく、地権者と施設所有者が違うという状況が多数見られまして、この権利関係の整理が難しい問題であると認識しております。平成27年度の調査では土地と建物の権

利関係等について調査を行っておりまして、この調査結果をもとに、地元事業者の意向を確認しながら地元事業者、関係機関と連携して土地と建物の権利関係の整理を進めていき、昭和新山地区の活性化を図っていく必要があるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 答弁の中では第5次まちづくり総合計画に位置づけて推進すべきと考えているということが述べられておりました。ただ、これは行政がその間に入る必要は当然あると思うのですが、単純に町の計画にのせても簡単に実現できるような状況にはなっていない事案ではないのかなと思うのですが、ですがその辺についての考え方を伺います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

本件につきましては、議員おっしゃるとおり簡単に解決できる事案ではないと認識しておりますけれども、昭和新山地区につきましては町内で最も観光客の入り込み数が多い地区でありまして、商店街の町並み再編により魅力ある観光空間を形成することで壮瞥町全体の活性化にもつながるものと考えております。壮瞥町のまちづくりを推進する上で昭和新山地区の再生は重要な事案であると考えており、まずは第5次まちづくり総合計画に位置づけまして町並みの再編を推進していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（長内伸一君） これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） それでは、5点目に移ります。

5点目の町内に進出予定の観光関係の企業に関係してですが、これについては相手が民間企業ということもあって、行政側からどうこう言うことはできないということは理解できるのですが、その許認可行為等の申請の際に町には何らかの協議、打ち合わせが入っているのではないかなという思いがするのですが、その辺について確認したいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） この件は私からご答弁を申し上げたいと思いますが、先ほどの答弁にもありましたけれども、当該地域については議員の皆さんご承知のとおり国立公園の区域内でありまして、自然公園法に基づく諸手続があるものと承知をしております。また、具体的な施設の設計段階においては水道や温泉水の供給並びに排水についての協議があるものと、このように承知しているところでありまして、壮瞥温泉地区に立地を予定してい

る企業につきまして、つい先だってでございますけれども、自然公園法の協議が進められているというふうには承知をしておりましたが、つい先だって当町の建設課のほうに、水道の供給並びに温泉水、その処理について設備工事を担当する事業者と当建設課で協議が行われたというふうな報告も建設課から受けているところでありますので、進められているところは進んでいるというふうに承知をしております。また、もう一方の事業者さんにつきましては、さきの答弁のとおり、現段階で新たに提供できます情報はありませんが、私も今後事業者の皆さんと情報交換を行っていきたく、このように思っておりますので、そして新たな情報が入りましたら議会議員の皆様、また町民の皆様に適宜提供並びにご相談をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） ぜひ事業がスムーズに進んでいくように、行政として協力できるところは協力していただいて、答弁では議会とも協議するということだと思うのですが、早目にその辺の情報が入れれば協議をしていただきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 今ございましたとおり、本件事案につきましては適宜情報提供をさせていただきたいというふうに思っているところでありまして、必要なご相談も大きなこと、小さなことも含めましてご相談を申し上げさせていただきたいというふうに思っております。本件事案につきましては有効な人口減対策でもありまして、観光客の入り込み増、固定資産税も含めて町税収入の増にもつながる。壮瞥町のまちづくりにとっては非常に大切で重要な事案と認識しておりまして、町といたしましては、円滑な立地に向けて努力をしてまいりたいと。環境が整うよう調整を図っていくことが重要であると思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。繰り返しになりますが、情報の提供や地域の説明会の開催も含めて事業者の皆さんとは今後検討協議をしてみたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 了解いたしました。個別については答弁いただいたことで理解するところでございますが、最後に、今回の私の一般質問についての思いといいますか、感覚を一言申し上げたいと思います。これについては、今回上げた一般質問というのは全体的に言うと実は第2回定例会のときに私も含めて、あと同僚議員も同じような質問をした案件でありました。なおかつ答弁もほとんど同じような内容、第2回の定例会のときの答弁と同じような内容になっていると

感じております。6月時点で述べられたのは現状の課題の認識と考え方についてということだったと思うのですが、現在先ほども言ったように新年度予算編成に向けての作業中であるということもあって、若干の期待を持って質問したところでありました。しかしなが

ら、町長就任から7カ月が経過しましたが、役場の体制が大きく入れかわったと。なおかつ、財政的な制約、それから内容によっては行政努力だけでは限界がある案件もあって、非常に難しい行政運営が求められているのではないのかなと。個別の案件で考えますと、一步、二歩進んでいるのかなという感じもありますが、物によっては、案件によっては全く進んでいないなという感じがするところもございます。ぜひ今後に向けて積極的な施策の展開を期待して私の質問を終わりたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 今副議長からご指摘のあったことをしっかり受けとめて、より実効性のある、まずはまちづくり総合計画で今後の10年間を見通した諸計画、諸事業、施策というものを位置づけていかなければいけないというふうに思っておりますし、その作業に傾注をしてきたということもあって、個別具体の事案については今ご指摘がご発言にありましたとおり、進展していないのではないかと、このようなご指摘だったと思いますが、しっかりと総合計画等で位置づけを行った後には、限られた財源で非常に厳しい運営になると思いますけれども、実効性のある、そして具体性のある、そして成果が導き出せるような、そのような町政運営に努めてまいりたいと思いますので、これからもどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長内伸一君） 続いて、3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 令和元年第4回定例会に際し、一般質問いたします。

第1点として、壮瞥町は平成元年度事業として防災無線装置のデジタル化工事に取り組み、令和2年度から利用開始されることに私は期待を持っております。そこで、利用開始予定はいつごろを考えているか。

また、デジタル化によって効果的な利活用について基本的な運用方策、これについてまず伺いたい。

2点目として、人事評価と働き方改革について伺います。

壮瞥町は、行政改革の推進として第3次壮瞥町行財政改革大綱で平成19年度から人事評価制度の導入と人件費の削減を掲げ、取り組んでいます。さらに、地方公務員法第32条の2第1項で、職員の勤務について、その任命権者は定期的に人事評価を行わなければならないとされており、これに沿って壮瞥町は人事評価をしておりますけれども、1点目、人事評価の実施状況、そして人事評価の活用、人事評価を行う上での課題等についてまず伺いたい。

また、働き方改革の壮瞥町の取り組み状況です。まず、働き方改革としての取り組まなければならない課題は何か、また現在取り進めている改革の内容は何かについて最初に伺いたいと思います。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 3 番、佐藤議員のご質問にご答弁申し上げます。

1 点目の防災行政無線の活用方策については、町ではデジタル化の整備にあわせて戸別受信機の全戸配布を予定しており、試験波の発信が可能になった地域から順次配布しておりますが、町全体としての利用開始は来年3月または4月ごろからになる予定であります。

また、効果的な利活用についての基本的な運用方策については、従前は屋外拡声器のみで、町民の皆様から聞こえにくいとのご指摘をいただいておりますが、今後は家屋等の中でも聞きやすくなることで町の情報伝達機能が大幅に向上するものと期待しております。そのため、運用に当たりましては、災害発生時等の緊急放送、正午のサイレン吹鳴等の定時放送のほか、必要に応じて行っている一般放送の運用基準について今後見直しを図ることと、より有効に活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

次に、2 点目の人事評価の実施状況、活用課題についてですが、本町では他の自治体に先駆けて平成 19 年度から人事評価制度を導入し、業績評価による各職員の業務目標の明確化や工程管理、能力評価による自己分析や能力開発などに活用してまいりました。その後地方公務員法が改正され、平成 29 年度からは全ての自治体で人事評価制度の導入と結果の活用を本格的に行うこととなり、本町においても評価手法を一部改正して制度を運用しておりますが、人事評価結果の活用、すなわち昇任、昇給や勤勉手当などへの結果の反映についてはまだ行えておらず、本年4月の国の調査によれば全国でも反映している市区町村はまだ半数以下にとどまっている状況と聞いております。これは、職員の士気高揚や適正な人事管理などの効果が期待される反面、制度の公平性や客観性、被評価者が納得した上での運用が前提となるため、多岐にわたる行政事務を統一の基準ではかり、かつそれを複数の評価者で運用していくという難しさが反映に踏み込めない大きな課題になっているものと考えられ、本町においても職員全体の理解促進や評価基準の統一化の徹底などの見直しを加えた上で反映していきたいと考えております。

次に、3 点目の働き方改革の取り組み状況についてですが、国が掲げる主要項目の一つである時間外労働の上限規制については、本年3月に関係条例及び規則を改正し、時間外労働は原則的に月 45 時間、年 360 時間の範囲内とし、年次有給休暇の確実な取得についても年5日以上取得するよう全職員に周知し、運用しております。また、非正規雇用職員の待遇改善につきましては、先月の臨時会で可決していただいた会計年度任用職員制度に基づき、次年度から報酬等の改善を図っていく予定であり、今後もこれらの取り組みを通じて全ての職員が働きやすい環境を確保しながら、町民の皆様へ適切でよりよい行政サービスを提供していけるよう努めてまいりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます、ご答弁といたします。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤君。

○3 番（佐藤 君） 通告していました質問事項について答弁をいただきました。これからの質疑がよりよい方向に向かうことを期待しながら再質問を続けたいと思います。

皆さんご承知のように、壮瞥町の防災無線施設は 1977 年から 1978 年の有珠山噴火を契

機として、非常事態における住民に対する情報の伝達を図る手段として非常警報装置を設置いたしました。施設の概要は、皆さんご承知のようにサイレンとスピーカーを併用して、町役場を初め町内に8カ所、最初に設置したと私は理解しております。その後も増設され、非常事態に対応する施設として最初設置した施設はもう既に40年くらいは経過している。今回アナログ放送施設からデジタル化に変更し、工事が現在進められております。全て国費の補助とはいえ、2億9,040万円の巨費を投じての事業であります。このことからしても、完成した施設を有効に利活用することが求められます。

そこで、今回進められていますデジタル化は従来のアナログにどのような利点があるのか。また、町内全世帯に戸別受信機の配置がされますけれども、この受信機を受けた各家庭はどのように管理するのが望ましいと考えているか、最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、2点ほどあったかと思いますが、まずデジタル化の利点はということでございますが、これは最大の利点というのはノイズが消えて音声が非常にクリアになるということでございます。プラス今回は戸別受信機も配布を予定しておりますので、その双方によって各ご家庭、各町民の皆さんに対する伝達する能力というか、それが上がっていくのではないかというふうに期待をしているというところですよ。

それから、2点目の管理上の注意事項でございますが、当然一般的な注意事項に準じるところはあるのですが、一番町民の皆様をお願いをしたいのは、とにかく電源を切らないで置いてほしいということでございます。配る機械も音量調整は各ご家庭ごとにできるようになっています。ですから、うるさいとか、聞こえづらいとか、そういう場合に個々のご家庭で調整ができるようになっておりますが、いざ緊急という際にはそのボリュームによらずに発信側の町側のほうからボリュームを一気に上げて、間違いなく聞こえるように放送するというのがこの機械ではできるのですけれども、それはあくまでも電源が入っているということが前提条件になりますので、切られてしまうとそれがいざというときも伝わらないということになりますので、そこだけはぜひ皆さんをお願いをしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 基本的な各家庭の対応について今説明をいただきました。そこで、基本的なことをお聞きしたいのですけれども、現在各地域にサイレンとスピーカーを一体化した非常放送施設がありますけれども、現在町内に何基設置されているのでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

屋外拡声子局というふうに呼んでおりますが、こちらは現在町内に23カ所ございまして、また今回デジタル化をした以降も同じ支柱を使っていけますので、基本的に設置箇所

数というのは変わらない予定であります。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今設置数も23カ所ということで確認させていただきました。なぜこのようなことを聞いたかといいますと、現在設置されている防災行政無線施設の管理、これについては壮瞥町の例規集を調べてみますと壮瞥町防災行政無線管理運用規程、これが基本になっているのです。けれども、このように今回デジタル化だとか、いろいろな方針が変わってきた。設置についての基本的なものも含めた、例えば行政無線設置及び管理運用に関する条例として基本的なものをまず定めることが必要でないか。規程では設置についてほとんど触れていないのです。そういう面で、この条例の制定についてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

確かに今回施設を更新するに当たって、近隣であったり、あるいは一部のほかの市町がどのように規定をしているかということをやっと調べたのですが、おっしゃるとおり、条例としてやっているまちもありますし、規程のままやっているところもございます。また、その中にも記載内容が、当町であればその管理規程の中にはどこの場所、23カ所がどこかということは位置づけておりません。ところが、まちによってはそれを条例の中で位置づけたり、規程の中で位置づけたり、そういうことをやっているまちもありますし、あるいは使用料を徴収しているまちもあるようで、そういったところであれば当然条例に基づいてということになりますので、条例化を進められているのだらうなというふうに思います。

当町としては、現段階で条例化をするというところまでは想定はしてございません。ただし、先ほど申し上げたように、規程の今位置づけてる内容を見直しをして、例えばどこに設置をしているだとか、そういったルールをちゃんと拡充するだとか、そういうような改正は検討する必要があるなというふうに思っているということと、もう一つは、この事業がおおむね年度内で終了する予定ですが、本格運用になる前に広報等を通じて、今回の事業の概要、あるいは今後の活用、そういったものを町民の皆さんにお知らせをする手法と、そういったものはとっていききたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ただいまの答弁では、やはり今の規程の内容を考えて改正していきたい。例えば設置場所だとか、そういうものを加えていきたいという答弁がありました。

そこで、やはり設置をきちっと、場所などなければ、私この質問するに際していろいろ調べてみたのです。私の持っている資料では23カ所、町内を車で走っていて、ここにあるなとか知っているのですけれども、実際に幾つあるかということは知らなかったものです。

から、町民の皆さんが何力所あるのかということを知るためにも、規程だとか条例の中にきちっと設置場所を明示することが必要でないか。そこで、私は、防災の先進地という言葉は悪いのですが、道南地方、海に面していたり火山に面しているところを持っている市町の防災無線についていろいろと調べてみました。そうすると、全部とは言いませんけれども、条例で定めて、それを補足する意味で施行規則だとか、そういうものが多いものですから、そんな形が私は望ましいのではないかなということでした。そこで、この規定なども十分内容を精査していただきたい。それをお願いしたいと思います。

次に、効果的な利活用について基本的な運用策について答弁をいただきました。私も実は、住宅が昔の役場のところから直線にして 300 メーターくらいですか、それから一番近い建部改良住宅からすると 700 メートルくらいのところに住宅があって、一般放送、定時放送、それを聞こうと思ってもなかなか聞こえない、家の中にいたら。そういう関係から、実は約 2 年前から町にお願いして戸別受信機を借用しております。そこで、それについてお聞きしたいのですが、正午のサイレンの鳴る前に、1 分位前です。そこで、壮瞥町からのお知らせです。ただいまから正午のサイレンを吹鳴しますと毎日放送があります。このお知らせの目的は何か、最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

現状の運用についてでございますけれども、基本的には皆様ご存じのとおり、正午に合わせてサイレンを屋外拡声器を使って発信をしています。実は一部の地区だけその前段で、今佐藤議員がおっしゃった文言の内容を予告という形で流している地区があるということで、それが戸別受信機の中にも入っているケースもあるということでございます。目的はと言われますと、サイレンは非常に音がよく聞こえるように大きく出していますから、ちょっとびっくりするというようなことで、その前段で、心構えでもないのですが、予告をしてくれと、そういう要望があった地区があったようで、それで一部の地区だけはそのような予告を今入れているという状況でございます。

今後どうするかということでございますが、ここはまだ決めているわけでもなく、まさしく検討中ではありますが、確かに驚かせることが目的ではございませんので、予告を一部地区に限らず、もっと広くやっていくという方法もありますし、どうするかというのは今考えてるところということです。逆に、戸別受信機のほうにはサイレンは入れていないはずですが、それは、家の中でどんと鳴ると、それはそれでやっぱりびっくりされるだろうなということで入れていないものですから、そうすると予告だけは入るけれども、サイレンは入らないという、そういう現象になっているところがちょっと一部あるということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今の答弁理解はしますけれども、今答弁にもありましたけれども、毎日放送している正午の放送内容は、現在数多くありませんけれども、戸別受信機を持っている家庭の機器から放送が入ります。けれども、実際に今答弁があったのですけれども、一部のところでは屋外のスピーカーから流しているところと流していないところがあるような答弁でしたけれども、このことについて、11月25日でしたか、仲洞爺地区で開催の町政懇談会の中で、昭和新山地区で働いてる方から、サイレンが急に鳴り、観光客がびっくりしてるのだと、そういうこともあるのだよという意見がありました。室内受信機のサイレンは、今答弁にありましたようにサイレンの吹鳴はありません。このサイレンは、もし外で働いてる方が正午だということで時間を知るためには大変必要なことです。けれども、先ほどの答弁にあったように、観光客がびっくりすることもある。また、地域で働いてる人の意見で、びっくりする観光客いますよということも聞いておりますので、私はこの放送を日本語と英語だとか、例えば壮瞥町に一番多く来る観光客の国の言葉で事前に流して、その後にサイレンを吹鳴することが必要でないか、そうすることが今壮瞥町が抱えている観光の町として特色ある防災無線の活用になってくるのでないかな、そんな気がしてなりませんけれども、このような取り組みは検討される余地があるかどうか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、このサイレンも含めた放送のシステム上の話になるのですが、基本的に同時に、流す放送というのは基本的に全部一律で、例えば12時1分前に別の放送2カ所で分けて流すということは、それはシステム上ちょっとできないようになっています。それで、先ほど予告があったりなかったりという話をしましたが、基本的にサイレンと予告というのは全く別の放送として登録をしています。同じようにやるのであれば、基本的には一度に放送する種類は1つなので、例えば外国語も含めて登録をしたら、それは観光地であろうと各ご家庭であろうと全てが同じ情報がぼんと位ってしまうので、逆に言うと観光地ではないところになると、この外国は何だというような話になってしまうのだらうなというふうに思います。

なので、やるとすると、日本語の予告をするという前提で申し上げますが、サイレンと日本語の予告と外国語の予告という3つの登録を別々にやって、時差をつけて放送するというのであれば、特定の地区だけ外国語の予告も流すとか、そういったことは技術的には可能です。あとは、それがそういう形で進めていくべきか否かというところは、間違いなく放送内容がふえればだんだんぐちゃぐちゃになっていくことは、それは事実なので、特に今ご提案のあった関係でいえば、昭和新山のような観光客の非常に多い地区の自治会であったり、そういったところとちょっとご相談をして、そちらのほうのご意見も聞きながら判断をしていきたいなというふうに思います。技術的には、やろうとするとそういうようなやり方になるということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 私は技術的なことわかりませんので、そういう観光客の皆さんが、急に鳴って、結構そばで聞いていると大きな音なのです。ですから、そういう面で考えていく。町の基本的な考えをきちっと持って地域と話し合っていたきたい、そんな希望を添えたいと思います。

そこで、防災行政無線というのは非常時の連絡通知が最大の目標、目的と私は理解しております。けれども、非常時の放送というのはそんなにたびたびあるものではありません。日常的に利活用することが私は必要だなということを従来から考えている一人です。そこで、壮瞥町の例規集、規則などを見ますと、壮瞥町行政無線の一般放送に関する規程があります。そこにはいろいろと書かれておりますけれども、それに沿って今やっっていっちゃうのですけれども、もう少し定時放送といいますか、一般放送の内容を私は充実していくべきでないかなって考えている一人です。この規程などを見ますと、放送については緊急放送と一般放送と定時放送という3つがあって、私はこの一般放送についてもう少し活用方法を考えてほしいなと、そんな気がしてなりません。

先ほどの最初の答弁で、放送がうるさいからボリュームを下げて、これは町政懇談会の中での行政側からの質問というよりも、説明の中に、もしも音声が大きければボリューム下げてくださいねなんて言っていたのです。そういう面で、ボリュームを下げて、緊急放送時には復帰するのですから、それはいいかもしれないけれども、定時放送を充実して、どなたもこの放送を聞くというシステムを私はぜひつくっていただきたい。そして、長々と放送するのでなくて、1回最大で5分。あるまちのを調べていきましたら、最大で3分以内とするというようなことも決めてるまちがありました。そういう面で、一般放送をきちっと位置づけて、町民の皆さんに町のいろいろなことをお知らせする。そして、皆さんに理解してもらうような方策を今後とっていくことが必要でないかな、そんな気がしてなりません。そういう面で一般放送の充実をぜひ図っていただきたいということを考えておりますけれども、このことについてどのようなお考えがあるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

現在の一般放送というのですが、大体めどとしては12時半ごろをめぐりに放送を必要に応じてしているというものでございます。ご提案にあったような何分以内とか、そういった規定は現在は設けておりませんが、ただ、聞く側の方が負担にならないように、できるだけコンパクトに要点をまとめて放送をするように、それは現在も心がけております。今後時間的な上限を設けるかというのは、それはちょっと検討させていただければというふうに思います。

それと、内容の充実に関しては、ほかのまちでの運用規程、各まちでそういうものを定めてやっておりますけれども、それらも見ながら、どの程度までが適当なのかなというの

は現在も検討している最中でございます。もちろん情報は充実したほうがいいというのは、それは理解はするのですが、受けとめ側といいましょうか、聞く側の町民の皆さんにもやっぱり千差万別あって、必ずしも、そういうもの全てを毎日欲するという方もいれば、そうはとられない方もいるのだろうなというふうには思います。なので、適当なところといひましょうか、ちょっと中途半端な表現にはなりますが、それがどの辺なのかというのを見定めて、その上で今よりも肉づけしたほうがいいという情報については当然加えていくことになりまして、その範囲がどこまでかというのは継続して本格運用に至るまでに検討して、先ほど申し上げた広報等での周知のときにはそれらについてもあわせて周知していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ぜひ考えていただきたい。例えば町民の皆さんに直接関係ある町政懇談会を1つ例にとります。先ほどの行政報告の中で、66名ですか、参加というような報告がありましたけれども、例えば行政側は紙1枚にどこどこで開催しますという広報活動一本です。今回この町政懇談会開催1つとってみても、放送ありましたか、ないでしょう。また、最初に地域懇談会ありましたね、そのとき私は出席していて、やはり放送すべきでないかということで発言したのです。そうすると、そのときは放送していました。町の基本的なこの放送に対する考え方をきちっとまとめていただきたい。そして、取り組んでいただきたいということを要望したいと思います。

限られた時間ですので、次に移ります。2点目の人事評価について伺います。答弁にありました。他の自治体に先駆けて人事評価制度を取り入れているとありましたけれども、課題のあることも私は理解いたします。通常の人事評価で行うとき、まず最初に確認したいことは、課職員の評価は課長が、課長の評価は副町長が行うということでよろしいですか、まず最初に確認いたします。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

現在運用している人事評価制度につきましては、2段階評価という形をとっています。一般の課長補佐以下の職員に関しては1次評価者が課長、2次評価者が副町長となります。それから、課長職に関しましては1次評価者が副町長という形になりまして、いずれにしても町長が最終的に調整者という形で制度を運用しているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） わかりました。私は1次評価、2次評価ということを知らなかったものですから、どのようになっているかということでこれから質疑を交わしたいと思うのですけれども、29年度から全ての自治体で人事評価の導入、その結果の活用を本格化しなければならないことになっておりますよね。この人事評価の活用として想定されるもの、

これをいろいろ調べてみますと、これは町で定めている条例だとか規則、規程などをいろいろと調べてみますと、例えば人事評価の活用として想定されるものとして昇任、昇給、勤勉手当等への活用、これがあると。けれども、壮瞥町の場合はまだ難しいので、反映していないというような答弁いただきました。

私も全国的な傾向をいろんな研究会の資料を見ても、やはりまだ取り組んでるところは多いとは言えません。しかし、職員の給与に関する規則の第 22 条で、勤勉手当の成績率での支給率が定められております。それ見ますと次のような言葉があります。勤務成績が特に優秀な職員、それから勤務成績が優秀な職員、勤務成績が良好な職員、勤務成績が良好でない職員と 4 段階に分けて、それぞれ支給比率が変わるようなこと、その範囲内ということですけども、なっております。これは大変難しいことで、どの市町村も取り組んでいないと思うのですけれども、いずれ私はこのような規則で定めているものがきちっと実行される時代がすぐやってくるのではないかと。そういう面で、壮瞥町の場合この規則で規定している勤勉手当の支給率、方法をどのような方法でやっているのだろうか、そのことについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

規則のほうでは確かにそのような規定を設けているのですけれども、先ほど町長がご答弁されたとおりで、人事評価の活用ということをしておりませんので、先ほどおっしゃっていた 4 段階の根拠になるその評価がなされていないので、4 段階評価に関しては運用できていないということになります。したがって、現状の勤勉手当の支給率というのは基本的に全ての職員が同率で支給しているという状況でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 人間が人間を評価する。例えば学校教育で算数で 1 足す 1 は 2 というようなわけにはいかないですね。大変難しい。そういう面で、この 1 次評価、先ほど課職員の課長補佐以下の 1 次評価だとか 2 次評価、どんな内容でやっているか私わかりませんが、本当に難しいことです。これは理解いたします。そこで、評価手法を一部改正して運用していますというような答弁が最初に町長からありましたけれども、この評価手法の一部を改正して運用しているというのは具体的にどういうことかについて知りたいのです。どのような方法でされているか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

現在の運用している人事評価でございますが、業績評価と能力評価という 2 つのものに分けて、自己申告から始めて、先ほど申し上げた評価者がそれを見ながら評価をして点数をつけてといいたいでしょうか、そういう形で運用しているというのが基本的なスタイルでございます。実はこれは他自治体に先駆けてスタートしたという、そのときからやってい

ます。その当時から基本的なその評価のやり方の根幹の部分というのは大きくは変わっておりませんで、その評価手法を一部改正するという表現に関しましては、ちょうどそのころに本格運用が全国的にスタートした時期ですので、国のほうからモデルが提示されたり、あるいは当町でいえば北海道さんとかのやり方を参考にしたりということで、一部の評価指標であったり点数配分であったり、そういったものを見直したというのが先ほど申し上げた一部改正でございます。制度を根本的に抜本的にがらっと変えたとか、そういうことではございませんので、大きな変化はその段階ではなかったかなというふうに思います。それが現在もその制度のまま至っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後１時といたします。

休憩 午前１１時５９分

再開 午後 １時００分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

３番、佐藤恣君。

○３番（佐藤 恣君） 人事評価というのは大変難しいし、課題が多いというのは承知している上での質問で申しわけありません。この評価をするということは、一人一人の職員の皆さんがこの評価することによってみずから変革していくということが私は大切でないかなと、そういうように捉えております。ですから、評価内容はあるべき職員像を目指した評価項目、内容を職員の皆さん全員が念頭に置きながら日ごろの職務、業務に携わることが必要と考えます。今後人事評価をどのように生かしていくか。人事評価についての最後に質問としたいと思います。人事評価を今後どのように生かしていくかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

午前中の答弁にあるとおり、現在は人事評価は行っておりますが、その結果を勤勉手当ですとか、そういったところには反映をできていないというのが当町の現状で、また町長が答弁の中でおっしゃっていたように、全国的にもまだ半数ぐらいしか、５割弱ぐらいしか反映ができていないという現状ではありますが、逆に言うと残りの５割の自治体ではそれができているということですので、当然当町としてもこの人事評価の結果をそれらの勤勉手当等に反映していけるように、反映していくように今後取り組んでいきたいと思います。

ただ、先ほどもお話ししたとおり、一定の公平性、納得性というか、そういったものが担保されることがやっぱり必要になると思いますので、現行制度の現行のやり方、評価の指標ですとか、そういったものですね、いま一度検証した上でやっていくということと、

仮にそれが来年度からそういう考えに基づいてやっていきたいと思いますとしても、結果それが反映されるのはさらに1年後ということになりますので、一定の時間はかかるのだろうというふうに思います。できるだけ早い段階でそのような形にできるように担当課としても努力してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私からも総括的に本件についてご答弁を申し上げたいと思っておりますが、先ほど来総務課長がご答弁を申し上げたとおりでございますけれども、今佐藤議員がおっしゃったように、人事評価については組織目標の達成という面と、もう一方では人事評価については人材育成の重要なツールであることから、本町では人材育成プランというものも設けておりまして、それと併用して活用を図る環境を整えていくことが大切だろうというふうに思っているところであります。ただし、先ほど来総務課長が答弁しておりますとおり、公平性を確保するために評価者、被評価者が制度について認識を共有する、制度を正しく理解していくことと公平性のある制度の運用を基本にしながら認識を深める取り組みを実施して、そして活用促進に向けた取り組みを進めてまいりたいと、このように思っておりますので、ちょっと時間はかかるかもしれませんが、取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご答弁申し上げ、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今町長が言われたように、総括的に検討していただきたいな、そのように考えます。

それでは、働き方改革についてお尋ねしたいと思います。今どこの企業も働き方改革、また地方自治体も働き方改革を旗印に掲げているのは皆さんご承知のとおりだと思いますけれども、最初に令和元年度の職員の現状について伺いたいと思います。広報そうべつ12月号で職員の給与の状況報告があり、部門別職員数の状況で全体でたしか82名という数字が示されておりました。この職員数の中には、嘱託職員だとか臨時職員、これは入っておりますけれども、この嘱託職員、また臨時職員で働いている方はそれぞれ何名ずつかについて最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

12月1日現在になりますが、嘱託職員は現在26名おります。それから、臨時職員についてなのですが、臨時職員は極端な話単発で例えば1日限りでも臨時職員として雇用する、そういうふうになっているものですから、かなり多数になります。そのうちの通年で1年間を通じて常勤性の高い臨時職員という者に絞ると現在は11名おりますので、通年で働いているのは合わせて37名ということになります。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） わかりました。そうすると結構な数ですね。よく行政が複雑化

した、事務が多様化したということを言われておりますけれども、私は少ない人数でいかに行政を進めるかということがやはり地方自治体に課せられた大きな課題でないかと考えております。

そこで、働き方改革の中で、説明の中に時間外勤務時間の上限を月 45 時間以内だとか、年間通して 360 時間の範囲内として改善に取り組んでいるという答弁をいただきましたが、改善前の職員の時間外勤務の状況について伺いたいと思います。30 年度の給与費で計上していました時間外勤務手当は 949 万 1,000 円でしたが、各年度の決算、これは 9 月議会に報告される決算を見たら、諸手当の中に時間外勤務手当が含まれているものですから、本当にこの 949 万 1,000 円で間に合ったのか、それとも足りなかったのかないつも疑問抱いてるのです。そういう面で、30 年度の諸手当の中に含まれていた時間外勤務手当はいかほどだったか、それについてまず伺いたいのと、特定の職員の時間外勤務がなかったかどうか、そのことについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の平成 30 年度の給与費に計上された時間外手当額ですが、こちらは最終的に 1,145 万 3,088 円というのが最終的な額でございまして、当初の予算よりは大幅に上回っているという現状です。

それから、2 点目の特定の職員が時間外が多いという事例はあるかということでございますが、時間外勤務を対象になる職員、主幹以下の職員で割って平均を出すと 1 人大体 82 時間ぐらいです、平成 30 年度で。ただ、特定の何人かの職員が突出して時間外が多いという現状は実際にございまして、それらについては改善をしていく必要があるのだろうというふうに考えております。ただ、ご質問にはないのですが、今年度に関してはその突出した職員も昨年よりは大幅減ってきている、そういう状況にはあります。ただし、全体から見るとまだまだやっぱり多いというところは否めないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 949 万に対して 1,140 万というと本当に多いなと。給与費の中でおさまったから、それでいいのかもしれませんが、働き方改革として果たしてこのような形でよかったのかどうか、疑問を持たざるを得ません。例えば上限を月 45 時間としますと、週休 2 日制で実際に月曜から金曜まで 5 日間ですよ、月平均すると土曜、日曜、そして月によって祝日、祝日の振りかえなど考えると大体平均して 20 日ぐらいしか勤務していないのです。そういう状況の中で、例えば上限を 45 時間とすると 1 日平均 2 時間ずつ超過勤務しているような、上限がですよ、そのように割り算するとなるのです。本当にそのように上限月 45 時間なんて勤務する。それは場所によってはありますよ職種によってはあるかもしれませんが、平均して月 45 時間ということはまず私は考えられないのではないかと、そんな気がしてなりません。

ですから、効率的な事務の取り組み、これについてやはり研究と実践が求められるのではないかと。私は、決算審査のときに、監査委員してるものですから、発言は控えておりましたけれども、先ほど突出したというか、多い現状の方あるという答弁いただきましたけれども、年間160日ぐらい超過勤務している職員の方がいらっしゃったのです。そして、時間数にすると360時間ちょっと、またその方の1年間の時間外手当128万5,000円何がしかです。そうしますと、1,145万3,000円のうち、この方1人で128万も時間外勤務した。そういうのは、時間外勤務しますと言って時間外勤務の決裁をとるときに、課長さんたちはもっとそのようなことを気にとめることが必要であったのではないかと、そんな気がしてなりません。ですから、これから働き方改革を進めていく上で、効率的な事務の進め方、これをやはり研修課題として取り組んでいただきたい、そんな気がしてなりません。

そこで、今度は年次有給休暇を年5日以上取得ということを職員の皆さんに周知したという答弁もありました。そこで、30年度の職員の有給休暇取得の状況、それと5日以上取得ということで令和元年から、4月から取り組んでいると思います。既に8カ月が経過しておりますけれども、この周知をしてから職員の皆さんの有給休暇の利用状況はどのように変わってきたか。超過勤務時間、時間外勤務が減って、そして休暇をとるようになったのか、そういうことももしも現状把握してれば説明をお願いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

年休の取得状況ということでございますが、年5日以上年休取得というのは、夏季休暇という特別休暇が3日間あるのですが、それを除いて1月から12月までの1年間で半日以上単位、1時間とか2時間とか、そういう短時間ではなくて、半日以上単位でそれを年5日以上とりまじょうと、そういうような声かけをして今年度取り組んでおりますが、30年度に関してはそれらを5日間ちゃんととれた人、とれなかった人いまして、とれなかった方が30年度は33名おりました。ことしは、先週現在、まだ2週間ほど残っていますからこれから到達する方もいるとは思いますが、先週現在で到達していない方が38名。したがって、取り組みは進め、声かけ等は行いましたが、正直状況として改善はされていない、先週現在では改善されていないというのが現状でございます。

それで、先ほど議員のほうから時間外の話、これだけのお金がかかっているというお話もございましたが、ちょっと補足的にご説明をしますと、やはり行政サービス実務が多岐にわたってきたというところはもちろん議員の皆様がご承知のことだと思いますが、それに反比例するように、ここ20年ほどで職員を20名ぐらい減らしています。人件費について1億6,000万円ぐらい。そういう形で人件費をどんどん、どんどん落として、そういう中で多岐にわたる行政サービスをやっていくので、議員のおっしゃるとおり、さまざまに効率よく事務を行う、そういう研究ですとか取り組みというのは当然おっしゃるとおり必要だなというふうに考えております。時間外のそういう支給額がふえて町の負担がふえるという、そういう問題もありますし、その一方で毎日毎日時間外が続いていけば、当然体

力的にも健康面でも心配される、懸念されるところがございますので、その両方の意味から、特に突出している方を中心にですけれども、どのような業務の改善ができるのかというところは、ご提案のとおり担当課としても真剣に取り組んでいかなければならない大きな課題だなというふうに認識をしております。

若干ちょっと補足含めてご説明させていただきました。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今答弁あったのは理解しますが、お互いにいかにして、事務量がふえるというのはわかりますけれども、いかにして少ない職員で行政事務を進めるか、それが課せられた大きな課題だと思いますので、職員の共通の課題として取り組んでいただきたいという気がしてなりません。

そこで、今課長のほうから健康の問題も出てきてます。ですから、先ほど挙げた一つの例として、ある月、勤務日数が19日で、超過勤務が18日もやっているのですよ。果たしてそれで健康管理ができるのかな、そんな疑問も湧いてきます。そのようなことは今後ないと思いますけれども、やはり健康あつての職場です。お互いに健康管理に十分配慮しながら行政事務を進めていただきたい。

そこで、前にも言ったことあるのですけれども、月曜から木曜日まで、私も地域活動とかいろいろなことやっているものですから、夜滝之町方面へ出ることがあるので、見ると、大体月曜日から木曜日までは役場の事務室、こうこうとは言いませんけれども、明かりがついてるのです。けれども、金曜日になると意外と早くぱっと消えてるのです。それは、金曜日の夜から土、日の2日間プラス超過勤務やめて早く帰ってというような、これを考えているのでないかと思いますけれども、月曜から木曜日までのうち、4日間の1日くらい、超過勤務は一切しないのだと、早く帰りましょうというような日にちを設けてもいいのでないかな、そんな気がしてなりません。そういうことについて、ノー残業日を設けて、職員の皆さんに家に帰って子供たちと接する時間を多くするだとか、そういう家庭サービスの時間に向けていただきたいな、そんな気がしてなりませんけれども、週1回、全員がきょうは超過勤務しない日ですよと、こう決めて、そういう設定する考えはあるかないかについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

担当課としても働き方改革の行政、各自治体の事例なんかを研究をしている中で、確かにノー残業デーとか、そういったものを設けて啓発して、少しでも早くみんな帰ろうと、そういうような取り組みをしている自治体も多数あるということは確認をさせていただきました。当町としてもそれを否定するわけではございません。現在はやっておりませんが、将来的にやることはやぶさかではないだろうというふうに考えますが、ただ先ほど来から答弁しているとおり、根本的なその業務の改善というものが伴わないと、多分その日だけをぽんと入れてしまえば、その日にやる予定だった時間外勤務をほかの日にやる

だとか、あるいはその仕事を許される範囲の中で家に持ち帰ってやるだとか、そういう形になってしまうことが懸念されるかなというふうに思います。

ですので、先ほど来からご指摘をいただけており、根本的に時間外をやらずに、あるいは減らすためにどういう業務改善ができるかということのほうにまずは優先して取り組んで、その上でさらに普及をしていくという考えから、追ってそういった設定をするということを検討していきたいというふうに現段階では考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 現段階で考えていることを一日も早く実現できる日を期待したいと思います。

そこで、最後の質問にいたします。先般開かれた11月25日開催の第5回臨時会で条例を制定して、新しく新年度から会計年度任用職員制度の導入について議決いたしました。町民の皆さんは、この制度を理解するのが大変難しいのではないかと。そこで、今回この導入の背景と内容、そしてさらに導入による対象人数はどの程度今現在考えられているのか。そして、この職員制度の導入によって、報酬等、多分手当も含まれるというようなことでしたので、どの程度予算上増額になるのか、町民の皆さんが聞いてわかるような範囲で説明を願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ただいまご質問にありました会計年度任用職員制度の背景、内容等々についてということでございますが、背景としては我が国日本の非正規雇用の問題がありまして、地方公務員法及び地方自治法自体が改正されて、来年度から全国統一で施行されると、非正規雇用の方々の任用、勤務条件を改善をすると、そういう目的で来年からスタートすると。それで、当町も当然のことながら同じようにその制度を導入していくということが背景にございます。

内容についてですが、現行で当町では嘱託職員、それから臨時職員という2つの制度で運用していますが、できるだけ働いてる方々であり、あるいは町民の皆さんが違和感がないように、できるだけ制度を変えないように、そのまま名称が変わっていく、そういうイメージで運用していく考えでございます。したがって、勤務時間ですとか、あるいは給与が今度は報酬という形に変わるのですけれども、報酬の単価なんかはおおむね現状を維持すると、一方で現行制度で言う嘱託職員に関しては、国の制度改正に準じて、期末手当や昇給制なんかを新たに導入をして加えていくと、そんなような内容で考えております。

それから、対象人数に関しては、まさしく今予算編成をしている最中ですので、確定数というのは現段階では申し上げられないですけれども、申し上げており、おおむね今の制度がそのままいくというイメージでありますので、人数的には大きくは変わらないだろうと、おおむね現状のとおりではないかというふうに想定をしております。

あと、報酬等の増額に関してということでございますが、給与に当たるその報酬に関しては現状を維持して、そのままスライドしていきますから、必然的に大きく変わることはそんなにはないだろうと。ただし、期末手当というものを現行の嘱託職員には加えていきますので、その分が現在の制度設計でいうと年間 1.45 カ月分を支給するという考えですので、それらの総額で大体 800 円ぐらい、概算ですが、ぐらいが増額になるだろうというふうに考えております。また、1つだけ条件といいたしましょうか、加えなければならないのですが、来年度に関しては4月から改正ということで、新制度に基づいて勤務する時間というのが短いものですから、来年度に関しだけは期末手当が若干下がります。1.45 満度には出ないということになりますので、先ほど 800 万と申し上げたものが、来年度だけは多分 500 万ぐらいにとどまるのではないかというふうに推計をしているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤 恣君。

○3 番（佐藤 恣君） 多岐にわたる質問にお答えいただきまして、本当にありがとうございました。お答えいただいた中にも、これから検討しなければならない事項が多々あったのではないかと思います。そういう面で、この取り組み、長い時間かけてやるのではなくて、できるだけ近い将来といっても、そんな3年、4年でなくて、できるだけ早く実現できるように職員の皆さんの努力を期待して質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（長内伸一君） 答弁はよろしいですか。

○3 番（佐藤 恣君） よろしいです。

○議長（長内伸一君） これにて一般質問を終結いたします。

◎議案第 75 号ないし議案第 82 号及び諮問第 1 号

○議長（長内伸一君） 日程第 6、議案第 75 号ないし議案第 82 号及び諮問第 1 号についてを議題といたします。

理事者から提案理由及び内容について説明を求めます。

町長。

○町長（田鍋敏也君） 令和元年第 4 回定例会に当たり提出いたします議件は、議案第 75 号から議案第 82 号までの 8 件及び諮問第 1 号の 1 件、合計 9 件であります。

この提出議案のうち、人事案件について私ほうからご説明を申し上げます。

議案第 75 号 壮瞥町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について。

下記の者を壮瞥町情報公開・個人情報保護審査会の委員に任命したいから、壮瞥町情報公開・個人情報保護審査会設置条例第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

壮瞥町情報公開・個人情報保護審査会の委員の任命についてであります。現委員の任期が本年 12 月 17 日で満了となるため、次期委員について議会の同意を求めるものであり

ます。

このたび選任する委員は、中山雄三氏、日景正好氏、松下一郎氏、富田るみ氏の4名ですが、中山氏、日景氏、富田氏につきましては再任、松下氏は新任となります。

松下氏は、元役場職員であり、行政事務に精通していること、また現在は商工会事務局長を務めており、日常業務を通じて個人情報等の取り扱い等についての識見を有していることを踏まえ、審査会委員として適任であると判断しておりますので、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

なお、別に履歴書を配付してありますので、後ほどご照覧ください。

以上、提案説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

私からは以上です。

○議長（長内伸一君） 副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） それでは、引き続きまして提案理由説明をさせていただきます。

議案第76号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年8月7日付の人事院勧告に基づき、所要の改正を行うものであります。

条例の改正内容であります。3ページになります。第1条では、勤勉手当の額について12月に支給する勤勉手当基礎額に乗ずる率を100分の5引き上げること及び給料表を、4ページから6ページになりますが、別表1のとおり改正することを規定しております。

7ページになりますが、第2条では、住居手当について住居手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げるとともに、住居手当額の上限を引き上げることとしております。

また、令和2年度以降において勤勉手当の乗ずる率を6月支給分と12月支給分に均等に配分することを規定するものであります。

附則では、この条例は公布の日から施行すること、第2条は令和2年4月1日から、第1条は平成31年4月1日からそれぞれ適用となることを規定し、遡及適用となる部分につきましては給与の内払いみなし規定を定めるものであります。

また、改正後の住居手当額が、2,000円を超える減額となる職員につきましては、1年間の経過措置を設けることとしております。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、こちらは後ほどご照覧ください。

議案第77号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和元年8月7日付の人事院勧告及び一般職の職員の給与改正に準じて所要の改正を行うものであります。

条例の改正内容であります。9ページになります。第1条から第4条におきまして、議会の議員及び特別職の職員のそれぞれについて期末手当の乗ずる率を100分の5引き上

げることの改正となりますが、第1条と第3条につきましては12月支給分のみを引き上げ、第2条と第4条につきましては令和2年度以降において6月支給分と12月支給分に均等に配分することを規定するものであります。

附則では、この条例は公布の日から施行すること、第2条と第4条は令和2年4月1日からの適用、第1条と第3条は平成31年4月1日からの適用となることを規定し、遡及適用となる部分につきましては期末手当の内払いみなし規定を定めているものであります。

なお、別に新旧対照表を配付しておりますので、後ほどご照覧ください。

議案第78号 公の施設に係る指定管理者の指定について。

令和2年3月31日をもって期限満了となるそうべつ情報館の管理に関するもので、令和元年11月21日に開催された指定管理者選定審議会で審査が行われた結果、有限会社そうべつフレッシュプラザを選定した旨の報告がありました。この審査結果を踏まえ、有限会社そうべつフレッシュプラザを当該施設の指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第79号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第8号）について。

令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額41億3,864万9,000円に歳入歳出それぞれ3,737万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億7,602万1,000円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。19ページになります。総務費、総務管理費、テレビ難視対策費で5万5,000円の追加となります。壮瞥デジタルテレビ中継局電波監視業務になりますが、消防壮瞥支署に監視モニター5台を設置し、電波状況を監視しておりますが、監視モニターのうち1台が故障し、取りかえの必要があることから、備品購入費を追加するものであります。

財産管理費で40万円の追加となります。街路灯運営事業事業補助金になりますが、本年6月に上期分として自治会に交付した補助金が電気料の値上がりに伴い当初想定した交付額を上回ったため、本年12月に交付する下期分の予算不足が見込まれることから、追加するものであります。

企画費、企画費で総額124万円の追加となります。その内訳ですが、地域公共交通対策事業で27万9,000円の追加となります。人口減少やマイカーの普及、少子化等の影響によるバス利用者の減少に加え、燃料費の高どまりによる収支不足の増加に伴い、生活バス運行維持費補助金を増額するものであります。

企画調整用務経費で83万1,000円の追加となります。来年4月4日から5日に開催されるケミヤルヴィ雪合戦第25回記念大会に町民4名、職員1名を派遣するために要する

経費であります。このうち今年度中に支出する必要があるケミヤルヴィ市への記念品代やフィンランドでの通訳料と通訳の方の交通費、派遣する方の海外旅行傷害保険料を計上するものであります。ふるさと納税事業につきましては、支出予算の組みかえになりますが、寄附者への返礼用の特産品に要する費用が国の指針に基づき寄附額の3割以下とされたことに伴い、減額が見込まれること、一方で寄附額に応じて委託業者へ支出する手数料を当初予算で過小算定していたため、今後予算不足が見込まれることから、報償費を100万円減じて手数料に組みかえるものであります。なお、寄附額につきましては、当初予算からの増減は現段階では見込んでおりません。定住促進・まちづくり推進事業では、持ち家住宅取得奨励交付金で13万円の追加となります。新たに中古住宅を購入した方から補助金の利用申し込みがあったことから、計上するものであります。

次に、胆振線代替輸送業務費で106万円の追加となります。胆振線代替バス運行維持費補助事業になりますが、燃料費の高どまりに加え、人件費や車両修繕費などの増加による収支不足の増加に伴い、代替バス運行維持費補助金を増額するものであります。

20ページになります。民生費、社会福祉費、社会福祉総務費で673万2,000円の追加となります。このうち、福祉灯油購入助成事業につきましては110万円の追加となりますが、灯油価格の上昇傾向や10月からの消費税率の引き上げ等を勘案し、高齢者世帯等の対象世帯について令和元年度町民税の非課税世帯に拡充し、全体で230戸の世帯に助成することとし、冬期間における生活の安定を図るものであります。次に、国民健康保険特別会計繰出金では134万4,000円の追加で、前年度決算の確定に伴う整理であります。また、介護保険特別会計繰出金では428万8,000円の追加になりますが、介護サービス利用者が当初の見込みより増加していることから、追加するものであります。

後期高齢者医療費で142万4,000円の追加となります。このうち、後期高齢者医療療養給付機費負担金で258万円の追加となります。また、後期高齢者医療特別会計繰出金では115万円の減額となりますが、いずれも前年度決算の確定に伴う整理であります。

児童福祉費、児童措置費で186万2,000円の追加となります。保育及び子育て環境整備事業の図書購入費で10万円の計上となりますが、本年10月1日に町内事業者様から創業記念事業の一環として、子供たちの教育図書購入のために活用していただきたいということで町に30万円の寄附があり、図書ボランティアの方々などの意見を伺いながら用途の検討を行い、壮瞥小学校及び山美湖並びにそうべつ子どもセンターの図書購入に活用することとしたところであります。また、管外入所負担金になりますが、町外幼稚園等に通う児童の利用料に係る負担金について、対象児童が増加したこと、また認可外保育施設や幼稚園の預かり保育に係る利用料についても無償化の対象となったことから、追加するものであります。

衛生費、保健衛生費、予防費で65万円の追加となります。このうち、各種予防接種事業経費については30万円の追加になりますが、高齢者肺炎球菌予防接種の対策が5年間の延長となり、対象者が増加したため、追加するものであります。また、乳幼児・母子の保

健事業経費では 35 万円の追加になりますが、不妊治療費助成金の対象者の増に伴う追加であります。

温泉管理費で 163 万円の追加となります。地熱エネルギー維持管理経費になりますが、各泉源のポンプ稼働に係る電気料について、為替レートや原油価格の変動等に対応した燃料費調整額が少なく、電気料が高どまりで推移したことから今後の支払いに不足を生じるため、光熱水費 120 万円を追加するものであります。また、蟠溪国有泉源の温泉井戸横のくぼ地にたまった雨水等が温泉水に混入する事故が発生したため、応急的にくぼ地の盛り土や流入防止のコーキングのため、修繕料 20 万円を計上するほか、蟠溪温泉利用者の温泉メーターが故障し、検針診ができないため、メーターの交換工事を行うものです。工事費、工事請負費 23 万円を追加するものであります。

21 ページになります。農林水産業費、農業費、農業振興費で 2,368 万 3,000 円の追加となります。経営所得安定対策直接支払推進事業になりますが、営農計画書や水田フル活用ビジョンの作成に必要なデータの収集、分析等に要する臨時職員等の経費について、道から追加割り当てがあったため、19 万 8,000 円を追加するものであります。また、畑作構造転換事業につきましては、町内の農地所有適格法人が、馬鈴薯の作付面積の拡大や省力化等を図るため、高性能プラントや GPS 自動操舵つきトラクターを導入するもので、道から補助金の割り当てがあったので、補助金 2,348 万 5,000 円を追加するものであります。

商工費、商工費、観光費で 46 万円の追加となります。観光振興一般で 30 万円の減額となります。冬季周遊バス事業負担金になりますが、路線バス事業者が自主運行することとなりましたので、減額するものであります。また、そうべつ情報館運営事業になりますが、電気料が高どまりで推移し、今後の支払いに不足を生じるため、光熱水費について 76 万円追加するものであります。

小学校費、学校管理費で 10 万円の追加となります。先ほどそうべつ子どもセンターの図書購入でご説明申し上げましたが、町内事業者様からの寄附を活用して壮瞥小学校図書室用として 10 万円の児童図書を購入するものであります。

社会教育費、交流センター費で 10 万円の追加となります。先ほどご説明申し上げたとおり、町内事業者様からの寄附を活用して山美湖図書室用として幼児や児童への読み聞かせに活用する大型絵本や紙芝居など購入するものであります。

22 ページになります。国際交流費、国際交流費で 204 万 3,000 円の減額となります。本年 7 月 29 日から 8 月 6 日に実施しました中学生フィンランド国派遣海外研修事業について、経費精算に伴い減額するとともに、本年秋に予定しておりましたケミヤルヴィ市学生訪問団及び国際交流団の受け入れについてケミヤルヴィ市側から本年度は派遣を行わない旨の申し入れがあったため、当該受け入れに要する経費を減額するものであります。

諸支出金、諸費、国道支出金返納金で 1 万 9,000 円の追加となります。平成 30 年度児童手当交付金について、事業費の確定に伴い、児童手当国庫負担金返納金を追加するものであります。

次に、17 ページになります。歳入では、地方交付税で 1,343 万 4,000 円の追加となります。

国庫支出金、国庫負担金、民生費負担金で 3 万 9,000 円の追加となります。教育保育給付費負担金で、町外幼稚園等に通う児童の利用料負担に係る国庫負担金の追加となります。

国庫補助金、民生費補助金で 35 万 1,000 円の追加となります。子育てのための施設等利用給付費交付金について、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育に係る利用料負担に係る国庫補助金の追加となります。

道支出金、道負担金、民生費負担金では、保険基盤安定拠出金について平成 30 年度の事業費確定に伴う整理で 65 万円の減額となるとともに、教育保育給付費負担金で町外幼稚園等に通う児童の利用料に係る道負担金 33 万 5,000 円の追加となり、民生費負担金総額では 31 万 5,000 円の減額となります。

道補助金、民生費補助金で 17 万 5,000 円の追加となります。子育てのための施設等利用給付費交付金について、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育の利用料に係る道補助金の追加となります。

農林水産業費補助金で 2,367 万 1,000 円の追加となります。内訳は、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金で 18 万 6,000 円、畑作構造転換事業補助金で 2,348 万 5,000 円となります。

18 ページになります。寄附金、寄附金、一般寄附金で 30 万円の追加となります。

繰入金、基金繰入金、国鉄胆振線代替輸送確保基金繰入金で 106 万円の追加となります。

国際交流基金繰入金で 204 万 3,000 円の減額となります。

諸収入、雑入、雑入で 35 万円の追加となります。

12 ページからの第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略させていただきます。

14 ページをごらんください。第 2 表、債務負担行為補正では、いずれも令和元年度から令和 2 年度の期間において、ケミヤルヴィ雪合戦第 25 回記念大会派遣事業委託料、限度額 250 万円、幌別硫黄鉱山坑廃水処理業務委託料、限度額 3 億 3,800 万円、中学生フィンランド国派遣事業委託料、限度額 1,350 万円の 3 件について追加するものであります。

議案第 80 号 令和元年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について。

令和元年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4 億 6,600 万円に歳入歳出それぞれ 1,272 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7,872 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。28 ページになります。国民健康保険事業費納付金、医療給付費分で 41 万 5,000 円の減額となります。一般被保険者医療給付費分について、前

年度事業費の確定に伴う整理となります。

後期高齢者支援金等分で 10 万 6,000 円の減額となります。一般被保険者後期高齢者支援金等分について、前年度事業費の確定に伴う整理となります。

介護納付金分で 52 万 5,000 円の追加となります。介護納付金分について、前年度事業費の確定に伴う整理となります。

基金積立金、基金積立金、基金積立金で 1,271 万 7,000 円の追加となります。

27 ページになります。歳入では、国民健康保険税、国民健康保険税、一般保険者国民健康保険税で 10 万 6,000 円の減額となります。後期高齢者支援金分現年課税分で、前年度事業費の確定に伴う整理となります。

繰入金、他会計繰入金、一般会計繰入金で 134 万 4,000 円の追加となります。保険基盤安定繰入金軽減分で 55 万 4,000 円、保険基盤安定繰入金支援分で 79 万の追加で、いずれも前年度事業費の確定に伴う整理となります。

基金繰入金、基金繰入金で 123 万 4,000 円の減額となります。前年度事業費の確定に伴う整理となります。

繰越金、繰越金、繰越金で 1,271 万 7,000 円の追加となります。前年度事業費の確定に伴う繰越金の追加となります。

第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略させていただきます。

議案第 81 号 令和元年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について。

令和元年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 4,860 万円に歳入歳出それぞれ 46 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,814 万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。33 ページになります。納付金、後期高齢者医療納付金、後期高齢者医療納付金で 46 万円の減額となります。前年度事業費の確定に伴う整理となります。

歳入では、繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金で 29 万円の減額となります。前年度事業費の確定に伴う整理となります。

保険基盤安定繰入金で 86 万 6,000 円の減額となります。前年度事業費の確定に伴う整理となります。

繰越金、繰越金、繰越金で 69 万 6,000 円の追加となります。前年度事業費の確定に伴う繰越金の追加となります。

第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

議案第 82 号 令和元年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について。

令和元年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 3 億 6,149 万円に歳入歳出それぞれ 3,431 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 9,580 万 1,000 円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

事項別明細書、歳出から説明します。39 ページになります。保険給付費、介護サービス等諸費、介護サービス等諸費で 3,061 万 1,000 円の追加、介護予防サービス等諸費、介護予防サービス等諸費で 150 万円の追加、特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス費等で 220 万円の追加となります。これは、いずれも介護サービス利用者の増に伴い、追加するものであります。

38 ページになります。歳入では、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で 857 万 7,000 円の追加となります。

支払基金交付金、支払基金交付金、介護給付費交付金で 926 万 3,000 円の追加となります。

道支出金、道負担金、介護給付費負担金で 428 万 8,000 円の追加となります。

繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金で 428 万 8,000 円の追加となります。

基金繰入金、基金繰入金で 789 万 5,000 円の追加となります。

第 1 表、歳入歳出予算補正については、説明した内容の再掲でありますので、説明は省略します。

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

本町の人権擁護委員として法務大臣から委嘱されております佐長泰教氏は、令和 2 年 3 月 31 日をもって任期満了となることから、札幌法務局長から後任候補者の推薦につきまして依頼を受けましたので、佐長氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

佐長氏は、平成 23 年 4 月から継続して人権擁護委員として相談活動に積極的に取り組んでおり、人権擁護委員として適任者であると考えられますことから、同氏を推薦するものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、別に履歴書を配付してありますので、後ほどご照覧ください。

以上が今定例会に提案いたします議案の内容であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由及び内容についての説明を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（長内伸一君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

12月13日の議事日程は、当日通知いたします。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 2時02分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和元年壮瞥町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和元年12月13日（金曜日） 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第75号 壮瞥町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
- 日程第 3 議案第76号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第77号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第78号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第79号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第 7 議案第80号 令和元年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第81号 令和元年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第82号 令和元年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 意見案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
- 日程第12 各委員会の所管事務調査について

○出席議員（９名）

1 番	菊 地 敏 法 君	2 番	松 本 勉 君
3 番	佐 藤 忖 君	4 番	加 藤 正 志 君
5 番	山 本 勲 君	6 番	真 鍋 盛 男 君
7 番	毛 利 爾 君	8 番	森 太 郎 君
9 番	長 内 伸 一 君		

○欠席議員（０名）

○地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した人

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者	
	阿 部 正 一 君
税務会計課長	
総 務 課 長	庵 匡 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
住民福祉課長	齊 藤 英 俊 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
産業振興課長	木 下 薫 君
建設課長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長	齋 藤 誠 士 君
選管書記長(兼)	庵 匡 君
農委事務局長(兼)	木 下 薫 君
監委事務局長(兼)	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（長内伸一君） これより本日の会議を開きます。
（午前１０時００分）

◎議事日程の報告

○議長（長内伸一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長内伸一君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第１１６条の規定により、議長において
３番 佐藤 恣君 ４番 加藤正志君
を指名いたします。

◎議案第７５号

○議長（長内伸一君） 日程第２、議案第７５号 壮警町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてを議題といたします。

質疑を受けます。

３番、佐藤恣君。

○３番（佐藤 恣君） この審査会委員は大変大切な審査会でないか、そのように理解しております。といいますのは、町民の皆さんから情報公開や個人情報保護について町に何らかの申し出があったとき、それが適正に処理される大切な機関だと思います。そして、この制度は約２０年前から始まって、今回の委員の皆さんは３名が再任、また１名が新たに新任ということで、これには異議ありませんけれども、今回の委員の皆さん、過去３年間に情報公開だとか個人情報について何らかの申し出があって審査会で審査した経緯があるかどうか、これについて最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、この３年間の審査会の開催の実績はございません。制度に関しては今議員がおっしゃったとおりでございますが、基本的に条例に基づいて開示請求があって、内容を審査したときに問題がなければその段階で情報を提供させていただいております。そういう案件であれば審査会にはかけておりませんで、開示請求があって、一定の事情によってお断りをした場合、その判定に対して不服があるという手続をされた方について審査会のほうにかけているということでございます。情報公開の請求自体は、直近でいうと平成２８年に３件ありまして、３件とも情報公開をしておりますが、その後、今に至るまで近年は請

求行為自体がないと、そういうような状況でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） ないことは大変いいことだと思いますけれども、町民の皆さんがこの制度があること自体をどの程度承知しているのかな。この制度によって今4名の審査会委員の皆さんの選任が可決されたら議会だよりだとかそういうもので報告があると思いますけれども、町も町民の皆さんに対してこういう制度がありますよというPRといいますか、そういうものが必要でないかなと思いますけれども、過去においてそのような周知についてあったのかどうか私は承知しておりませんが、必要でないかという立場で質問しているのですけれども、こういう制度があることを広報等で周知することについてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

町として保有して運用している制度でございますので、当然その周知をしていくということは必要なことなのだろうというふうに思います。ただ、現実に利用されるか否かというところは、それはある程度必要性があってそのような形になるのだろうというふうに思いますし、そのようなご相談があれば当然その方に対しては、こういった制度がありますので、手続を踏んで請求することができますよというご案内はさせていただいているつもりでございます。ですので、頻繁にということはないのだろうというふうに思いますが、ある程度皆さんに知っておいていただいたほうがいい制度ということで、広報等でいずれかの機会に周知をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号 壮瞥町情報公開・個人情報保護審査会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第76号

○議長（長内伸一君） 日程第3、議案第76号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 何点か質問があるのですけれども、改正内容については説明を受けて、内容については理解いたしました。人事院勧告があつて国家公務員の給与改正があつて、それを受けた形でそれぞれの地方自治体において給与の改正が行われるということではありますが、私が言うまでもなく平成 18 年度でしたね。地方公務員の給与構造改革が行われまして、いわゆる昭和 35 年から続いていた国公準拠、国家公務員給与に準拠して地方公務員がそのまま給与をスライド式に改正するというのではなくて、それを改正しまして、いわゆる地域の実情ですとか社会経済状況等に合わせてそれぞれの立場で改正ができるという趣旨に変わったわけです。私が言うまでもなく。ただ、給与の制度、給料表があつて、そういった制度は変わらない。制度はそのまま準拠しますけれども、給与水準については今言ったようにそれぞれの地方において判断するということになっておりますが、具体にはなかなかそのような判断によって、わかりませんけれども、なっていないのかなという気はします。

ただ、そのような制度改正があつて、しかも人事院勧告の変化、改正の中身を読めばわかるように、今回 0.05%ではありますけれども、賞与の改正がありました。しかもそれは、勤勉手当という名目がついてなっております。でも、きのうやりとりがございましたけれども、どのように勤勉手当の支給がされるかという、そのままスライドで 0.05%がオンされて終わっているというのが実態である。これもご承知のように、賞与に限らずですが、勤勉手当については勤務実績に応じて支給することになっている。勤務実績、こういう言葉が人事院勧告にもあるわけです。勤務実績というのは、いわゆる勤務の評定、評価に基づいた科学的根拠を持って支給されるべきだと。支給率については。ということだと思いますが、なかなか額面どおり運用されていないのかなと。きのうもそのやりとりがございましたけれども。

そんなことで、一応基本的には人事院勧告の改正、国家公務員の改正に基づいてそれぞれの地方公共団体において改正を決めるわけですから、給与のベースアップ、これは何%でしたっけ。0.09%、初任給を含めて改正があります。もう一つは、賞与の先ほど言った勤勉手当の 0.05%ですね。それと、もう一つは、住宅手当の改正、これも 4,000 円下限を上げて、だから支給されない分が 4,000 円アップされて、そのかわり上限を 4,000 円上げる。下限を上げた分を財源にして上を上げる。その背景には国家公務員の公務員宿舎の料金が上がっているという背景があつてということが人事院勧告の根拠なのです。翻ってうちのまちで国家公務員と同じように住宅手当まで改正するということにどんな協議、検討があつたのかということで加えてお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

今回このような議案を出させていただいたその経過というか、前段での検討でございますけれども、基本的に人事院勧告を尊重してというか、考慮して、結局は人事院勧告のと

おりに給与等を改正している、そういう議案でございます。松本議員おっしゃるとおりで、基本的にそれは義務というか、法律上全く同じにしなければならないというルールではもちろんなくて、あくまでも国家公務員の給与等、当町においては人事委員会を持っておりませんので、どうしても国家公務員の給与であったり、あるいは法律上、地方公務員法上他の地方公共団体の職員の給与等も勘案してということになっているのですが、それらについては北海道の人事委員会の判断等、そういったものを加味して今回は提案しているところでございます。

ただ、当町においては結果的に今までも人事院勧告のとおりそのままやってきた経過もございます、今回もそれに準じるような形になっていると。初任給と賞与についてはそれはそれで支給額が上がっていくので、職員にとっては収入が拡大することといいことなのだろうと思いますが、実は最後にお話のあった住居手当に関しては、現在手当を受けている職員のほとんどが来年度から減額になることになります。仕組みはおっしゃるとおりで、高い人のところに回すために住居手当が低い人を下げて、それを原資にして上に回しているのですが、当町のような住宅状況であれば高い家賃の方というのはほぼいないので、皆さんが安くて、それがさらに下げられている、そういう状況です。

それを判断する際に、職員の生活等を考えればそこは見送ろうかという考えもなかったわけではないのですが、ただ、今まで人事院勧告に基づいてやってきて、収入が上がることにについても準じてきたし、そういうルールでやってきたときに、下がるからといってそれだけは適用しないというのは逆に整合性がないのではないかという判断に至って、最終的に上がるものも下がるものも勧告に基づいて、準じてやっていこうと、そういうような考えに至ったところでです。

あと、最初のほうの質問、ご意見の中で、勤勉手当については本来の勤務実績に応じてやるべきではないかというお話で、これも昨日答弁しましたが、今は人事評価結果を活用していない状況ですから、今は一律でやっております。議員がおっしゃったとおりの運用になっています。それについては今後、きのうお話ししたように、できるだけ早い段階で本来の人事評価の活用というものを本町でも導入して、本来の形の一律ではない、正規の勤務実績に応じた運用といいましょうか、そういうことをやっていけるように心がけてというか、努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 一つ一つ細かいことを言ってもしょうがないとは思いますが、住居手当についてはそのようになるのかもしれませんが、実際今までも一律にというか、準拠してそのまま額面どおり回してきたわけですが、ただ、例えばですけども、近いですけども、合併をしない選択から始まった行財政運営プランをつくって、みずから緊縮財政をやるということで特別職も一般職も議会も報酬、給与を相当絞った時期があって、至ったのですけれども、その際にも賞与の率については管理職、特別職、議会も加

算されていましたが、15%のオンというのがあったのです。それをなくしました。とかという意味で、ほかがやってもやらないことを選択しているのも事実ということでもあります。

それと、もう一つ言えば、細かいことはやめますが、住宅手当が、実態にそぐわないとは言いませんけれども、下がった人が多い。かわいそうだなと思いますが、それもそのまま国のとおりやるからであって、変えろとは言わないですが、もっとオリジナリティーがあってもいいのではないかというふうなことで、一般質問すべきことかもしれませんが、うちのまちで定住人口が減って行って、その中で、例えばでなくてこれは事実ですけども、壮瞥町から転出して伊達に住んだ職員でも住宅手当が当たるのです。今のルールでは。そうでしょう。伊達から壮瞥に移って一戸建て住宅を建てた人には当たらないわけですね。これは矛盾しませんかということをお願いしたいわけだけども、いわゆる法的な部分では矛盾ではないかもしれませんが。だからこそ住宅手当のオリジナルな壮瞥独自のものをつくればいいのであって、それを条例で定めればいいわけですから、そういう工夫がないのかということも、これは一般質問ではございませんから持論を展開してもしょうがないのですけれども、そういう工夫すらないわけですね。ごめんなさい。工夫すべきだという意味で。ですから、もっと準用は柔軟にすべきであるという観点から、ちゃんと見たのかなということをお願いしているわけでもあります。

もっといいますと、きのうもやりとりありましたけれども、先ほど言った平成18年の地方公務員の給与構造改革、そのときに給料表が、今使っていますけれども、こんなになりましたよね。縦長に。1号俸を4つに分割したのです。125号俸になって、わけわからないのが出てきた。あれは何かということはいわずもがなですけども、そこにも当時書いていましたけれども、勤務実績に応じて昇給の段階を4つに分けれるということなのです。でも、実際は4段階そのまま皆さん昇給されているでしょう。きっと。それは、公務員の方が公務員を評価して公務員みずからやっていくからそうなるのではないかと。うがった見方ですけども、だから変わらないのではないのでしょうかということをお願いしたいわけですね。

社会経済情勢が変わり、町の財政状況も厳しくなった折には、もう一ついいますと、人事評価とかというものは決して給与に直接導くものではなくて、その職員のやる気、士気を上げる、意欲を高める、時に違った方向にいる職員をこのようにやって育てるという意味の、そういう制度ですよ。その延長線上に給与に差があってもいいよということだと思うのです。ですから、前段も後段も両方しないということは、ちゃんとした人事管理をしていないということにつながるのではないかと、蛇足ですけども、そんなことすら感じてしまうわけでもあります。

ということで、そもそも公務員が人事院勧告でやったことを、数字だけスライドするのではなくてそういった趣旨も勘案した上で、しかもきのうのやりとりではないですが、半数近くが既に導入されている。もっといいますと、壮瞥町は平成18年にオリジナルの人事

評価制度を導入しているにもかかわらず、山中町政の時代です。その後、町政が変わって手をつけなかった。理由は、人が人を評価するのがどうのこうのという話がありました。きのうもありましたね。人が人を評価するのは難しい。では何が評価するのですか。機械が評価するのですか。人が評価しないで誰が評価するのですかということですよ。その評価をできるのが管理職であって、管理職がきちんと部下を導いて育てていく、育成をしていくということの観点からしても、あえて手をつけづらいからつけないというふうにししか見えないわけでありまして、済みません。長くなりましたけれども、そういうことまでつながるのではないかと感じるわけでありまして、この辺の、きのうもございましたけれども、見解と今後の見通しをお聞かせいただければと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

多岐にわたるご指摘をいただきましたし、参考になるご意見というふうに感じて拝聴しておりました。まさしくオリジナリティーというところに関していうと、先ほど申し上げたとおりで、基準はあって、法律上も参考にしなさいというふうにはなっていて、でもそのとおりにやってくださいとまでは書いていないということは事実ですし、人事評価に関しても人事評価の結果を活用しなさい、勤勉手当なり給与なりというものにも活用しなさいという話がありますが、どういうルールでどの程度やっていくのかというのは、まさしくそこはオリジナリティーの範疇だというふうに考えております。ですので、今回に関しては先ほど申し上げた経過に基づいて議会提案をしておりますが、人事評価結果の導入も含めて、まちとしての職員の人事管理体制や給与体制であったり、そういったものは一度検証する必要があるのだろうというふうに思いますので、今回すぐに反映するということは残念ながらできませんが、大きな課題として担当課としては受けとめてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 町長。

○町長（田鍋敏也君） 私からもご答弁をさせていただきたいと思っております。

今総務課長から答弁をいたしたとおりでありますけれども、平成 16 年に合併協議を終結して、その後、先ほど話がありましたが、平成 17 年 6 月に行政財政運営プランを策定したところでありまして、そのときにさまざまな削減を行ったところでありますけれども、そのときも職員の俸給については国公準拠、国家公務員に準拠するということについては崩していなかったのかなというふうに思っております。ただし、今松本議員がおっしゃったように、期末手当の役職加算について、当面の間それについては凍結するという措置がとられたというのも事実であります。

給料表につきましては準拠していたのかなというふうに私は記憶しているところでもあり、非常に厳しい中で当時もあったわけでございますけれども、よりどころとしては国家公務員の人事院勧告に準拠して、私が知る限りでは私が役所に入ってからずっとそれを貫

いてきたということもあって、それにかわる根拠を見出していくというのは非常に難しいところもあるのかなというふうに思っておりますが、いただいたご意見、人事評価も含めてご意見を参考にしながら研究していくべきなのかなと、このように思っているところであります。ただ、現実としては国公準拠については堅持したほうがいいのではないかとこのように私は思っているということでご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 2回でやめようと思ったのですが、ついでに言うておきますが、国公準拠については、給与制度は変わらないのです。でも、水準というのは別立てで決めることができますよという判断ですから、給料表そのものは変えなくても、行政職給与は国家公務員だと1級から10級までありますよね。壮警の役場だと6級まででしょう。壮警で10級なんてあり得ないわけだから、おのずと本庁の課長が一千何百万で、壮警の課長さんがこれだけだというのはわかっていますけれども、それは使って構わないし、使っているわけです。市でいえば大体7級までです。それが8割だそうです。それはそのまま使うけれども、先ほど言った住居手当もそうでしょうけれども、地域の特性というのは田舎へ行けば行くほど給与水準というのは低いに決まっていますから公務員の給与が目立つわけですが、ほかのまちと比べて、済みません。ラスパイレス指数はうちは胆振で一番低い。これはご承知です。それはある意味いいというか、評価を受けやすい。

僕はこういう質問をしたことがあります。話があちこち行って済みません。平成27年の一般質問です。議長席からおりて。そのときに、一般職を含めて給与を見直してくれと。それは、17年から絞っているやつを絞ってきたこと、もう一つは、給与構造改革においてこういうカーブといいますか、上に行くほど伸びない。若い世代は上げていったのです。そういう構造に変えていったというのもあるって、幹部の方は結構厳しくなった。課長さんの給与は、僕が新人議員のころと今では今のほうがずっと低いと思います。というぐらいい違うのです。実は。それを体現されているのはわかるけれども、何が言いたいかというと、27年の一般質問で、一般職の給与がラスパイレス指数が胆振で一番低いというのをもし自慢していたら、新しい役場を受ける人が来なくなりますよと。少なくともそういうこともあるって、一般職の管理職の15%のオンは戻したらというスタンスで質問したのだ。

もう一つは、特別職も15%カット、なおかつ報酬も、条例は手をつけないけれども、附則でずっと年限を決めて削っていたのです。議会も同じですけども。右倣えで。それもいいのだけれども、そして4年に1度退職手当が出るのです。出ますよね。ほかの町村で特別職の給与を下げているところは戻すのです。退職のときに条例の額に。そして、もらっているのです。うちはそれもしていなかったのだ。それは退職組合というところに積んでいるところからお金が出てくるから、うちの財政にかかわらないといいますか、そこから出てくるのですよと。それをあえて、清貧ではないですけども、我慢してのんで出さないというようなこともやっていたので、それも改正すべきではないかと。済みません。

長くなりました。そういうこと。しかも、その背景には経常収支比率が改善されていたのです。あの二、三年だけは。ということがあったので、そういう質問をしたのです。そんなことがあったので、一般職についてはいろいろありますが、今回も 0.05 の 0.09 でしたっけ。補正予算も組まなくてもいいぐらいのボリュームですからあえていろいろ言うことはないのだけれども、軸足がどうも違っているのではないかとということを質問したかったのです。長くなって済みません。

もう一つ長いついでに言いますが、課長さん、人事評価制度はあるけれども、寝かせておいて使っていないで、どんな形で人事といいますか、部下の管理をされているのか聞きたいのですけれども、庵課長であれば、部下をこのように指導して、どんな意欲があって、どういうふうに伸ばすべきだ、ここをこう改善すべきだというような面談等をやったりしているのではないですか。違う場面で聞いたことがあるのですけれども、オフィシャルな人事評価制度やマニュアルを使わないまでも、一般的な管理職として指導、育成していく場合にそういったことをやられているでしょう。勤務評定という言葉が昔あって、人事評価とどこが違うかという、勤務評定は上から一方的にワンウエーで評価するわけです。人事評価は、その後本人にも伝え、情報のツーウエー、それをして、自覚を持って成長してもらうというのが本則ですから、そういったことを実際庵課長はされているのではないですか。ご自身が。そういうことを皆さんが課長の立場でやるときに人事評価制度、あるものを使ってやったらもっとスムーズにやりやすいのではないかとということも含めて質問しているのです。

済みません。あちこち行きました。数字についてはそういうことと言いませんけれども、その制度をもう少し工夫、検討されるべきではないかと思うのですが、最後をお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、前半のほうのお話は、今までのご答弁に重複するところなのかなと思います。先ほどオリジナリティーというお話がありましたが、基準は基準としてももちろん国が定める国家公務員給与基準というのがございますから、それはいずれのまちも同じだったとしても、運用が違うからラスパイレスとかにも影響してきていることは事実ですし、それらも含めてトータルに、先ほど申し上げたとおり、いま一度立ちどまって検証してみるという機会は必要なのかなというふうに思っております。

それから、2点目の部下の管理あるいは面談というお話でございますが、もちろん私も管理職をここ 10 年ほどやっておりますので、当然そういう面談の機会は設けておりますが、当町の今運用している人事評価制度においても、流れを説明しますと、組織の目標をつくって、それに基づいて各個人が年間の目標を立てて、それが適正かどうか、あるいは中間のところでちゃんと執行されているかどうか、それから最終的にどうだったか、そういった折々で基本的に課長職は職員と面談をするようになっております。その際に、目

標の達成度合いのほかに日常の困りごとですとか、あるいはそこに限らず、せっかくの機会なのでということではいろんな情報交換をしたりというような形で、それはいずれの課長も運用されていращやるはずというふうに認識をしております。

いずれにしても人事評価がおっしゃったとおり上から下への一方的なものであれば、お互いにストレスのたまるところもあるでしょうし、こういう制度を、最終的には給与等へ反映、活用していくという考えは変わりませんが、今運用しているようなコミュニケーションの場であったり、お互いの意識を合わせる、そういう制度としても、今もやっておりますので、それらは今後も継続して、いい面を残していけたらいいなというふうに考えております。

お答えになっているかどうかわかりませんが、以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今松本議員から質問ありましたけれども、続けて私なりに質問事項をまとめておりますので、これから行いたいと思います。

今回の提案は、提案理由にもありましたとおり、人事院勧告に準拠している。そして、今までも毎年度そのような形で来たので、私は今松本議員から意見あった、きのう人事評価についてもいろいろと意見交換したのですけれども、できるだけ近い将来に人事評価が生かされるような給与改定が望ましいのではないかな、そんな立場ですけれども、12月1日号の壮警の広報で壮警町人事行政運営等の状況、これが公表されております。これはそれぞれ条例だとか規則によってされているのですけれども、それを見ますと、給与の初任給だとか、その他勤勉手当、期末手当、また退職手当だとか今回提案されている住居手当についても国と同じ制度にのっとっております。

職員の給与のことが議題になったときに、壮警の職員の皆さんの給与は低いのですよ、全道的に見てもラスパイレスの数字が低いのですよということがよく過去に言われてまいりました。そこでお聞きしたいのですけれども、壮警町の職員の給与は全道的に見てどうなのか、そしてその基準としてお答えに今までなっていたラスパイレス、胆振管内のまちはそれぞれどの程度になって、壮警はどのような数字になっているか、これについて最初に伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

壮警町の給与はと言われると表現がしづらいのですが、基本的には先ほど来から話しているとおりで、国の基準に基づいて運用していますから、極端に当町が施策上そこからどんと下回って設定しているとかそういうことは現在はありませんので、大きく下がるということではないと思います。ただ、運用の仕方として、給料表のいろんなランクがあって、総体的に低いところで運用されているので、ラスパイレス指数というのが下がるということなのだろうと思います。

ラスパイレス指数のほうでいいますと、平成30年が直近の数字になるのですが、当町は

96.6で、ランキングといいましょうか、順番的にいうと、北海道内179団体あって、高いほうから順番に追っていくと121位ということになります。その前の年はさらに低かったので、そこよりは大幅改善されてきていますが、平均以下であるということは事実です。参考までに近隣の胆振管内のまちの状況をいいますと、一番高いところで厚真町さんで99.2、その次が洞爺湖町さんと安平町さんが98.2、むかわ町が98.1、白老町97.2、豊浦町97.1ということで、当町は管内の中では確かにラスパイレス指数は一番低いという今の状況でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤恣君。

○3番（佐藤 恣君） 今答弁で壮警は上から数えて121番ですか、前年度から見て結構上がったのです。私の手元に資料としてありますけれども、29年4月1日現在の指数でいいますと94.9、そして今121番と言われましたけれども、私は尻から数えました。179のうち後ろから数えて15番目に位置していたのです。ある程度改善されているのではないかな、そんな気がしてなりません。

そこで、きのうもちょっとお話ししていたのですけれども、次のことについて質問したいと思います。12月号に壮警町人事行政の条例だとか、または規則に基づいて職員の給与の状況、これと職員の構成について発表されておりました。皆さんご承知のように、条例だとか規則によって公表することになっているのですけれども、条例、規則を見ますと公表する内容が13項目あるのです。けれども、実際に公表されているのは給与と職員数だけです。壮警町のホームページを見ましたら、28年から30年は今回広報で発表されたものと同じ形式で発表されております。27年から前3年はもっと詳しく公表されておりました。そこで、ほかの町村はどうなのかなということで各町村のホームページを開いてみますと、結構詳しく状況を公表しているのです。

公表の根拠になるのは、規則の中で次の様式によって公表するという様式まで決めて、それにのっとって現在公表されておりますけれども、先ほど同僚議員が言ったように人事評価というのは町民にとっては大変関心のあることですし、当然13項目の中の1つとして人事評価の公表ということも掲げられているのです。ですから、今何が一番課題としてなっているかということきちっと公表すべきでないかと思うのですけれども、そのためには様式の改正も必要でしょう。また、内部的な討議も必要だと思いますけれども、公表項目についてどのようにお考えになるか、2番目として伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問の中にありました壮警町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び規則でございますけれども、今おっしゃっていた13項目、職員の人事行政にかかわる幾つかの指標といいましょうか、というもののなのですが、ここに書いてある13項目というのは、各任命権者、町長であり、あるいは議会であれば議長であり、教育委員会であれば

教育長でありということになるのですが、が町長に対して報告する事項として 13 項目を挙げております。それを公表するというふうには条例上では実は書いておりませんで、条例でいうと、それをベースにした概要版というものをつくって町は公表するというふうになっております。所定の書式でつくっている概要版というのが今広報に載せている 2 ページのものであり、あるいはホームページのほうに載せているものでございますので、条例、規則に基づく事務としては、現状何か間違っているとか手を抜いているとかそういうことではないということとはご説明させていただければというふうに思っておりました。

その一方で、ルール上はそうなのですが、では今の 2 ページの内容で十分かと言われると、もちろん重要なところは書いてはいるのですが、他町の状況なんかを拝見しますと、13 項目にまたがるような、もうちょっとページの多い、そういう報告書をつくってホームページのほうに載せているケースが多いかなというふうに拝見しました。当町においても、平成 26 年度分ぐらいまではそのような形で情報をもうちょっとふやして載せていた経過もございます。それで、現状の担当課としての考え方としましては、条例改正までは考えてはいないのですが、少なくとも概要版については現状を維持して、概要版は継続してつくっていかうと。なぜなら、広報に載せる関係で、余り大冊になってしまうとページを食ってしまうので、概要版は概要版として載せよう。その上で、他町のようなものを参考に 13 項目にわたる、もうちょっとボリュームというか、情報量の多い資料をつくって、それをホームページのほうに載せていかうということで、今年度の実績ぐらいからそのような運用をしていかうかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 3 番、佐藤 恣君。議員にお願いいたします。質問は簡潔明瞭にお願いしたいと思います。どうぞお願いします。

○3 番（佐藤 恣君） ただいま答弁いただきました前向きの答弁、ぜひ実施していただきたい、取り組んでいただきたいと思います。

そこで、簡潔にと言われましたので簡潔にしようと思いますけれども、余りにも簡潔にすると、聞いている人が何かということがわからないのではないかと思います。そういう面で今回だけ許していただいて述べたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

職員の給与に関する規則だとか、または規定だとか、そういう中に職員給与の 1 級から 6 級までの級別定数が示されております。そこでお聞きしたいのは、8 月 1 日付で人事異動があったことは皆さんご承知のとおりですけれども、その人事異動によって別表 1 に示している級別定数内におさまっているのかどうか、これについて質問したいと思います。

もう一点は、先ほど松本議員からも、各級の号給というのですか、これが大変たくさんあります。昔であれば 1 の何ぼということで二十五、六で済んだのが、先ほど言われたように、一番多いのが 3 級の号給です。113。1 級、4 級、5 級が 93 号給、また 6 級が、これは課長職ですけれども、85 まであるのです。そういう面で今回提案された給料表が構成

されております。昨晚も私、給料表だとか条例だとか、または規則を参考にしながら、ない頭を絞りながら見ていくと、今から考えておかなければならないものがあるのではないかな、そんなことが疑問として残りました。

といいますのは、一定の年齢に達したとき、壮瞥町では昔も現在も昇給停止があります。これは皆さんご承知のとおりです。最高号俸に達して職務が変わらないと、果たして最高号俸に達したときどのような昇給があるのかな。昇給対象者ですよ。そんなことも疑問に思ったので、今からそういうことが予想されるのであれば今のうちに考えておくことが必要でないかな、そういうことが気になりました。

そういう面で、これは検討するというような答えが返ってくるような気がしますけれども、最初に言いました人事異動後の各級の配置職員数、これがどのようになっているか、そして今申し上げた最高号給に達したときの昇給などはどのように考えるのが正しいのかについて質問して終わりたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

まず、各級の定数と実績数に関するご質問があったかと思いますが、ことしの8月1日付で人事異動がありまして、それによる今の数でいいますと、各級ごとに申し上げますが、1級が2名、2級が11名、3級が15名、4級が28名、5級が5名、6級が9名でございます。定数を別に規則で定めているのですが、それに照らすと、必ずしも規則に定めた数の中でおさまっていない級も実はございます。ですので、それらについては今後どのように対応するのか、そもそもの規則のところを見直すのか、その辺は早急に検討させていただきたいというふうに思います。

それから、2点目の各級の最高号俸までいった場合その後の昇給はどうするのかというご質問ですが、こちらに関しては一般職の職員の給与条例の中に、基本的に最高給までいけば昇給は停止すると。上の級、単価がありませんので、基本的にはそこで停止するというような現状ルールになっています。ただ、実際にはそこへいく手前で、例えば3級の方であれば3級の最高号俸へいって昇給がとまる前に4級のほうに上がられたりとかというケースがあるので、現実的にはそこへいく前に移られる方も多くいらっしゃいますということをご報告をさせていただければと思います。実際に最高の号俸までいってしまった場合どうするのかということであれば、当然条例に基づいて運用していくことになりますので、条例を改正しない限りはルールどおりそこでとまる、昇給は次の級へ上がらないうちはとまるというような運用を基本的には継続していくことになるであろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 76 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 76 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 77 号

○議長（長内伸一君） 日程第 4、議案第 77 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

2 番、松本勉君。

○2 番（松本 勉君） 先ほどの続きになるかもしれませんが、先ほどもやりとりがございましたけれども、一般職の賞与の改正が、勤勉手当ということに充当するように 0.05% アップになっております。この 77 号の議案は、議会議員及び特別職の費用弁償ということで、賞与に関して期末手当を同率で 0.05% アップするという中身であります。先ほど来話しておりましたけれども、人事院勧告に基づく国家公務員給与の改正において一般職の勤勉手当の改正にオンされた分を特別職及び議員の場合期末手当にオンしていくというやり方についてはどういう検討、協議がなされたのかということをお伺いします。もっとも特別職も議員も勤勉手当というのはございませぬし、いわゆる勤務実績に応じたというフレーズもございませぬので、その辺は承知しておりますけれども、どのような検討がされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

特別職及び議員の皆さんに関してということでございますが、こちらも、全く同様ではございませんが、近い形で人事院の勧告がございまして、この場合には国のほうの例えば大臣だとかそういった方々の特別給ということになるのですが、それらが 0.05 月引き上げをするということで通知を受けております。もちろんそれは地方公務員法のように、地域においてもそれを準用するとか考慮するとかそういうルールがあるわけではございませんけれども、それらの通知及び一般職についても期末、勤勉、手当の種類は違いますが、0.05 月引き上げということ、その双方を勘案して、それらに準じて引き上げの提案を今回

させていただいたと。これは今回初めてということではございませんで、ある意味、慣例と言ったら言い方は悪いですが、従前からこのような形で引き上げを行ってきているということ、それから他の自治体といいましょうか、それらの経過も勘案して今回の提案に至っているということでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 繰り返しの質問に聞こえるかもしれませんが、確かに過去においても同様に右倣え的に準拠してきたのも事実でしょう。今聞いたら特別職及び議員は大臣の率がアップしたのに伴ってというのは照れますが、確かに今までも一般職と同様に準拠する形で改正されてきたのも承知しておりますけれども、先ほど言いましたように社会、地域経済状況等を勘案した上での判断があるべきだと思いますので、果たして期末手当にオンすることが、勤勉手当の勤務実績に応じたという趣旨の国家公務員の給与の改正を、文言にこだわるわけではございませんけれども、踏みとどまって確認する必要があったのではないかという自分自身の自己判断といいますか、それが理事者側にあるべきではなかったのか。

議員も上がっていますけれども、相談されてございませんので、議案として議論するしかなないので言っておりますけれども、当然中身は報酬審議会等に付する内容ではないのでしょけれども、ですからこうやって議論しなければだめで、条例を改正して地方自治体の給与を決める、報酬を決めるということは住民の合意を求めることであって、それがすなわちこの議会の場所でありますから聞いているのでありますけれども、厳しい財政状況を折に触れて指摘される田鍋町長でございますから、みずからリーダーとしての範を示す意味で、別に1人に責任をしょわせてという話ではないですよ。我々議会も含めてなのでありますけれども、そういう姿勢があってもよかったのではないかという含みも込めて質問しておりますが、いかがでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私のほうからご答弁を申し上げたいと思っております。

本件についての検討の状況については、先ほど総務課長が説明を申し上げたとおりであります。基本的な考え方といたしましては、これまで説明を申し上げていたのと同じでございますが、これまでの経緯を踏まえながら、また現在の状況を勘案し、ご意見を参考にしながらこれからこうしたことも、今までの経緯をそのまま準拠するというのではなくてという考え方も取り入れながら、まさしく今松本議員からありましたとおり、報酬審議会という場を設定しての議論が必要かどうか。今まではそういったことで、近隣も今回の議案に関するようなことについては議決を経ているところは少ないというふうに承知をして、近隣ではほとんどないのではないかなと思っておりますが、厳しい財政状況ですとかご指摘のあったとおりでありますので、今後の中ではご意見を踏まえながら十分検討していきたい、研究をして適切な対処をしていきたいと、このように思いますので、ご理解を

いただければと思っております。

○議長（長内伸一君） これより休憩いたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

2番、松本勉君。

○2番（松本 勉君） 私は、この議案に反対の立場で討論、意見を申し述べたいと思います。

先ほどの質疑の中身と同様でございますが、補正予算をするまでもないようなボリュームの改正規模であり、少額ではございます。ただ、中身が、先ほど申しましたように、国家公務員が勤勉手当、そこに付けた加算率をあえて特別職及び我々議員が期末手当という名目で加算するのはいかがなものかということがあります。確かに過去においては前例を踏襲して、国家公務員の改正に伴って行っていた改正でございましょうけれども、近年の厳しい財政状況を勘案した場合、先ほども申しましたとおり、我々はその範を示す意味で、あえてその加算をする必要はないのではないかという判断に基づいて意見を申し述べさせていただきます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時12分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、森太郎君。

○8番（森 太郎君） 私は、賛成の立場から意見を申し述べたいと思います。

期末手当の支給率というのは、これまでも人勤に議員、それと特別職についても準じる扱いで行われていた。議員報酬や特別職の給与等については自治体の裁量があってもいいのかなと思うところでございますけれども、手当を今回人勤に基づいてやっている場合に、手当だけを単独に議論の場へ上げて討論することは難しいのかなという感じを持っております。

なおかつ、私ども議員がみずからの判断によって自主的に8%、議員報酬を削減しているわけでございますから、議員活動に支障が出るほど、少額な手当であっても我々議員の

立場からいえばこれ以上削減する必要はないと。ただ、特別職については報酬審議会等もございましょうから、そういう中できちっと議論されればいいと思いますけれども、手当だけを上げないという形であれば今後の議員活動もしくは特別職の動きの中に支障が出てこないとも限りませんので、私は今回の条例については賛成するということでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかに反対の立場で意見ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 賛成の立場で意見ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） なければ、以上で討論を終結いたします。

これより議案第 77 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（長内伸一君） 起立多数であります。

よって、議案第 77 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決されました。

◎議案第 78 号

○議長（長内伸一君） 日程第 5、議案第 78 号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

質疑を受けます。

4 番、加藤正志君。

○4 番（加藤正志君） 私は、指定管理の同意に向けてお伺いしたいのですが、そうべつフレッシュプラザが指定管理者を受けるに当たりまして要望とか改善、また見直し等のものがあったのかどうか、その内容についてあればお伺いしておきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

そうべつフレッシュプラザに管理運営を委託するに当たりまして、当事業者より 4 点ほどの要望が出ております。これは主に施設に関する運営上の要望と申しますか、次年度に買い物袋が廃止されるというようなことで、スペースの確保について施設内の改修についての要望が 1 点目でございます。それから、イベント等でいつも駐車場が満車になるというようなこともございまして、駐車場の増設についてということが 2 点目でございます。それから、国道沿いの農産物直売所への誘導看板というものの充実、これについての要望が 3 点目でございます。それから、昨年、一昨年とございました停電でございます。これのときのプレハブの冷凍庫、これのバックアップの電力確保、非常電源、これについての

対策についての要望、これが4点目。以上4点の要望がございました。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 今説明いただきましたけれども、要望の中の3点、イベントの増設、駐車場の部分だと思うのですけれども、これを少し広げてもらいたいとかそういうことではないかと思うのですけれども、それと誘導看板、また停電においての冷凍庫、これについて要望があったということですから、これに対しての行政としての受けとめ方はどういうふう考えているのか、方向性があればお伺いしておきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

駐車場の増設、大型看板の設置、それから停電時の対策ということについては、いずれも重要な課題であるということで認識いたしております。駐車場につきましては、園地内の敷地をもっと団地側のほうに広げてほしいという要望は最前からございまして、財源が確保できればそういったことも優先順位としては高いのかなというふうに考えております。

また、大型看板の設置ということは、主として国道沿いからの、この先に道の駅が存在するのだということについてのPRをもっと行いたい。これは道路管理者であります開発局あるいは建設管理部等との協議や協力が必要になってくるかと思っておりますので、今後検討してまいりたいというふうに思います。

それから、プレハブ冷凍庫の停電のバックアップでございますけれども、発電機というものは非常に大型な電気容量を必要とするものですので、相当高額になるものというふうに試算してございます。バックアップできる際に大型の発電機がリースできるような業者さんと協定を締結できないかなど、その他各方面でいろいろ情報を収集しているところでございますので、今後対処できるものから対処してまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 初めにお話しいただきました駐車場につきまして、今話の中で増設に向けて園地を団地のほうへ向けて増設をしていきたいと。その中で財源の確保も含めて検討していきたいという話だと思うのですけれども、この場所につきまして、過去あの地域をつくったときにあの園というものは、私が記憶にありましたのは、たしか災害等に向けてヘリコプターの乗りおりという部分での施設を運用するための場所をつくるということで、そういう話であそこをつくったと思っておりますけれども、そういったものに対しての受けとめ方はどういうふうに考えているのか、そういった見直しというものはどういうふうに考えているのかお伺いしておきたいのですけれども。非常事態に向けてどういうふうに考えているのか。そのためにああいう場所をつくったというふうに初めは設置基準があったと思いますけれども、その辺に向けてお伺いしておきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、町長。

○町長（田鍋敏也君） 私のほうからご答弁を申し上げたいと思います。

道の駅周辺につきましては、まちづくり交付金事業を活用して、防災定住ゾーンという位置づけのもとで定住ゾーンも含めて整備をさせていただいたところでありまして、緊急時のヘリポートについてのご質問でございますけれども、確かにそうした位置づけがなされていたというふうに記憶もあるところであります。駐車場の拡張も財源確保が一番問題になると思いますし、そのために検討を加えていく過程でまたご相談を申し上げなければいけないことだというふうに思っているところでありますけれども、ご質問のヘリポートについては、そのほかにもヘリポートについては各学校のグラウンドが使われるようになっていたり、そうしたこともありますので、施設の駐車場の拡張ということを検討に置いた場合、今までの利活用と違った面がほかにも出てくると思いますので、そうした検討の中で総合的に今まである機能が損なわれることがないように努めていくべきなのかなと、そのように思っておりますので、ご理解をいただければと思っておりますし、ヘリポートについては、先ほど申し上げましたとおり、学校のグラウンド、総合グラウンドですとかそちらのほうに防災ヘリだとかが来るようなことになっていたと承知をしておりますので、そちらのほうとの兼ね合いも含めて十分検討して、進める場合は検討し、支障のないようにしていく所存でございますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 駐車場のことに関しては以前にも意見を述べさせてもらっているのですが、増設のほかにも自動二輪、それから自転車、サイクリングを行う場合、その場合の駐車場というのもご検討を願っていたのですが、現在はどうのような状況ですか、お教えいただきたいのですが。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

自動二輪の駐車場につきましても、限られた敷地内での運用ということもございます。議員ご指摘のご意見を参考にしながら今後努めてまいりたいというふうに感じております。また、自動二輪、いわゆるオートバイ、バイク以外に最近にはサイクルツーリズムというものが活発になっておりまして、これについてはバイクスタンドを道の駅に設けるようにして対処しております。いずれにいたしましても財源が確保できましたら、議員のご指摘の意見を踏まえながら取り組んでまいりたいと、かように考えてございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） 7番、毛利爾君。

○7番（毛利 爾君） 今財源というお話もありましたが、オートバイの場合の駐輪場といますか、駐車場、これを確保するには、特別に増設とかしなくても、今あるところの一部をある程度ライン引きすることもできるので、その点もご検討願いたい。

それから、誘導看板、さっきのお話もありましたが、実は私の友人も時々こちらに帰っ

てくるのですが、千歳空港から来るとどうしても見落としてしまうと。ですから、看板というのはぜひつけてもらいたいのですが、先ほど開発とかの面でそちらの許可を得るとかあると思うのですが、沿線の両側にあります果樹園の方々の道路側に面したところの土地も利用させていただけないかどうかというのも検討してはいかがかと思われるのですが、そのところはどうかお考えでしょうか。

○議長（長内伸一君） 答弁、商工観光課長。

○商工観光課長（三松靖志君） ご答弁申し上げます。

最初の1点目、まず駐輪場のラインの引き方の運用により早急に対応が可能でないかというご指摘については大変貴重なご意見として受けとめまして、今後ラインを引くときには道の駅の管理を行っておる指定管理者も含めまして、どのような形で実現したらいいのかを検討しながら対処してまいりたいというふうに考えます。

2点目の看板の設置場所でございますが、国道敷というのは道路の幅から、あそこは歩道がございまして、千歳側から来ると両サイド電柱が立っているあたりまで広く国道敷になってございまして、果樹園のくだもの村の皆さんはおのおの看板を出していただいているのですけれども、どうしても奥まった形、道路に来るお客様が正面から目に入る場所に設置するとなると、実際はかったことはないのですけれども、恐らくは国道敷でなければ明らかに目に入るような形は難しいのではないかというふうに考えてございます。

議員ご指摘の千歳空港側から来るとわかりづらいという点については同様に認識いたしておりまして、消防の駐車場のほうに間違えて入ってくる車が非常に多うございまして、これについては開発局さんとも最前から協議しているところでございます。いずれにいたしましても、そういったサインによる誘導というのは非常に重要なことであろうと。特に全道で4番目に情報発信力があるということで利用者に評価を受けている道の駅でございますので、よりそういった誘導についても配慮してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号 公の施設に係る指定管理者の指定については原案のとおり可決

されました。

◎議案第 79 号

○議長（長内伸一君） 日程第 6、議案第 79 号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第 8 号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。最初に、事項別明細書、歳出についてページごとに受けます。一般 3 ページ。

1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君） 企画費の中のふるさと納税事業ということで、返礼品の国で言う 3 割以下ということでのそれに合わせての減額。それで、手数料をその分、過小算定していたところの追加ということでもありますけれども、これには異論はないですけれども、ふるさと納税に関しての質問をしたいというふうに思いますけれども、ふるさと納税、現在の状況と 2019 年度の見通し、それをまず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

ふるさと納税の現在の状況でございますが、11 月末現在の数字でいいますと、今年度が 1,485 万 7,000 円、1,117 件の寄附をいただいております。実は昨年同月で 1,511 万 3,000 円ですから、ほぼ去年と同様の推移を示しているということでございます。

2019 年度、今年度の見込みということでございますが、ふるさと納税というのは実は 12 月というのがピークで、昨年も 3,000 万のうちの 1,000 万は 12 月単月で来ています。それがまだ途中までという状況ですので、見込みでどうだと言われても今はまだ確定的なことは言えないのですが、ただ、昨年に比べて掲載するホームページを拡大したりとか、そういう拡大に向けての取り組みはしているつもりでございまして、少しでも前年を上回るような額になることを期待しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（長内伸一君） 1 番、菊地敏法君。

○1 番（菊地敏法君） 例年並みということでもありますけれども、町長の所信表明の中でもふるさと納税をふやしていきたいというような形でありましたので、現状よりもまた新たないろんな部分での知恵を出しながらやっていくことがふやしていくということにつながるというふうに思いますので、そういう取り組みをぜひ行ってもらいたいと思いますけれども、現状としてそういういろんな部分での取り組みをこう考えているということがあれば伺いたいというふうに思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、総務課長。

○総務課長（庵 匡君） ご答弁申し上げます。

当町のふるさと納税につきましては従前から、課題と言ったら言い方は悪いかもしれませんが、どうしてもこちらから提供する分の返礼品がなかなか思うようにふえていって

ないというのが実は悩みでございまして、種類のにはふえているのですけれども、総体的な量としてご提供いただけていないという状況でございます。関係する仕入れを担当する事業者のほうとも連携をして、そのような努力は今後ももちろんしていこうと思っておりますし、北海道の特に農産品については非常に人気のあるものでございますので、それを通年でふやしていくことで、それが寄附額拡大の1つの武器といいたいでしょうか、そういったものにもなっていくだろうというふうに思います。

また、先ほど掲載しているサイトをふやしたということを申し上げましたが、以前はふるさとチョイスという会社のサイトが独占というか、かなり大手としてやっていたのですが、今はいろんな会社さんが参入してきて、その中でもやっぱり優劣が出てきています。当然人気のあるサイトであれば寄附額は集まります。その一方で自治体も集まりますから、埋没していつてしまう、そういう危険性もあります。ですから、できるだけ戦略的に、事業者さんのほうとも相談し情報を得ながら、どこでどういう出し方をしていけば一番目にとまって寄附をいただきやすくなるのかということは今協議をしているところで、まずは先行して12月が一番集まる時期だということなので、まずは人気のあるところに1つサイトをふやしたのです。あるいは一部切りかえはしたのですが、まだまだ取り組みとしては不十分だと思いますので、今年度にこだわらず、今後もふるさと納税寄附金をいただけるための環境整備を担当課のほうとしても努力をしていつて、拡大につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 4番、加藤正志君。

○4番（加藤正志君） 私も企画費の定住促進・まちづくり推進事業について伺いしておきたいと思います。

この事業につきまして、交付金の対象者が何名いたのかという部分と全体の総額、わかれば伺いしておきたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

持ち家住宅取得奨励交付金13万円の補正の分ですけれども、今回の対象者は1名なのですけれども、こちらの事業に対する交付金につきましては今年度、今現在で5件の申請がありまして、合計で253万円という実績となっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） 胆振線代替の輸送補助金について伺います。

今回106万円の補正で、当初予算では585万8,000円を計上しております。昨日の提案説明は理解はするのですけれども、さらにお聞きしたいことは、今回の補助金の増についてバス事業者との間に何か取り決めがあるのかどうか。また、この事業は旧胆振線の関係市町がそれぞれ補助金を出して運営しているのですけれども、各市町の負担金と、さらに

今回補助する金額、これがそれぞれの程度になっているのか。また、運行するバスが老朽化して、バス購入に係る経費も関係自治体で負担しておりますが、現在胆振線代替に使用している専用のバス、これは何台あるのか。最後に、サイクル的にバスの購入がありますけれども、次回のバスの購入は令和何年度になるかについて、以上質問したいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

胆振線代替バスの関係につきましては協定書を結んでおりまして、道南バスさんと伊達市さんと当町と倶知安町、喜茂別町、京極町で協定を結んでおりまして、補助金の額については協定書の中で欠損額の全額を関係市町で負担するということで取り決めておりまして、今回当町におきましては、予算につきましては前年度までの実績等を考慮して、最近ではふえてきておりますので、予算を今年度も措置しておったのですけれども、実際出てきた実績と比較しまして足りなかった分を今回増額補正させていただいたものでございまして、今年度の各市町の補助金の金額につきましては、当町につきましては 691 万 8,000 円、伊達市につきましては 1,098 万 7,000 円、倶知安町につきましては 501 万 9,000 円、そして喜茂別町が 624 万円、京極町が 474 万 8,000 円となっております。

それから、専用のバスは何台かというご質問だったかと思えますけれども、この事業で使用しているバスにつきましては中型の 25 名程度乗れるバスでございますけれども、8 台を使っております。それから、次のバスの更新年度ですけれども、バスの更新につきましては、こちらも協定書のほうで規定しておりまして、7 年ごとに更新することになっておりまして、前回の更新が平成 26 年度でしたので、次回の更新は令和 3 年度となっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 8 番、森太郎君。

○8 番（森 太郎君） 私も胆振線代行輸送業務についてお聞きしたいと思いますが、運行内容について事業者側からの議論といいますか、そういうことが協議会等で議論になっていないかどうかという部分についてお聞きしたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（上名正樹君） ご答弁申し上げます。

今の時点では特にそういった議論はされておりませんが、胆振線の廃止に伴ってやっております代替バス運行でございまして、各市、各町の住民にとっては重要な交通機関であることから、継続はもちろん必要であるというふうに認識しておりまして、これからも人口減少ですとか高齢化社会がどんどん続きますので、その辺を踏まえると同時に各市町の財政状況、既に基金が尽きているまちもありますし、当町も令和 5 年、令和 6 年度ぐらいには基金が尽きる予定でおりますので、その辺も含めてダイヤの便数ですとかその辺を検討していく必要があるものと考えております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般４ページ。

３番、佐藤恣君。

○３番（佐藤 恣君） ４ページの児童措置費について伺います。

提案説明では町外の幼稚園等に通う児童の利用料の負担増だとか、また対象児童の増加という説明がありましたけれども、現在壮瞥町から管外、このような形で通園している児童数について、また１人当たりの利用料、これはどのようになっているかについて伺いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

まず、管外の幼稚園、保育所等に通っている児童の数は現在６名ということでございます。費用についてでございますが、金額につきましては国の定める公定価格というものがあまして、通う施設の規模とか、あるいは人員体制であったり、こういったものによって変動しまして、さらに児童の年齢によっても変わるものでございまして、一概に１名当たり幾らということは申し上げられないのですけれども、６名の児童に対して月々３万円から、多い方では１０万円というような月々の負担額となっております。

以上です。

○議長（長内伸一君） ３番、佐藤恣君。

○３番（佐藤 恣君） 国の基準で、１人当たりでないといいますが、１０万円当たりとなると、幼稚園の名前は必要ありませんけれども、１０万円という結構な金額ですね。そういう面で、内訳がもしもわかればお聞きしたいと思いますが、

○議長（長内伸一君） 答弁、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤英俊君） ご答弁申し上げます。

ただいま申し上げました幅の中で１０万円と高額なケースにつきましては、児童の対象年齢が３歳未満であったり、それから幼稚園という形ではなく保育所というようなところに通いますと時間数も多いものですから、そういった部分で算定されまして金額が大きくなるというような状況でございます。

以上です。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般５ページ、ありませんか。

３番、佐藤恣君。

○３番（佐藤 恣君） 今回新たに農業費で畑作構造転換事業として、これは国からの補助金を事業者に通して行う事業だと思いますけれども、この補助金の目的と補助率、

またこの補助を受けるための事業内容を、初めてこの事業を見るものですから、簡潔にわかりやすく説明願いたいと思います。

○議長（長内伸一君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（木下 薫君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

畑作構造転換事業の目的についてであります。この事業は、馬鈴薯やてん菜等の畑作営農における労働力不足や異常気象による湿害、輪作体系の確保などの諸課題に対応し、生産の高度化、安定化を図るため、省力作業体系の導入や生産性向上技術の導入等を支援するもので、国費補助率は2分の1以内となっております。このたび町内の農業法人が実施主体となって取り組む事業内容としましては、馬鈴薯生産における整地、播種、仮培土を一括して作業のできる高性能プランター及び牽引用のGPS自動操舵つきトラクターを導入し、作業時間を短縮することで作付面積を拡大し、生産性の向上による農業経営の安定化を図ることとしております。

以上です。

○議長（長内伸一君） 3番、佐藤 恣君。

○3番（佐藤 恣君） もう一点伺いたいと思います。

事業費2,348万5,000円を補助金として予定して、残りの経費は事業者自身の自己資金だとか融資だとかそういうものに頼っているのではないかと思いますけれども、町は自己資金の調達について事業者からどのようなお話を聞いているか、デリケートな問題ですのでこの点については副町長にお答え願いたいと思いますけれども、よろしくお願いします。

○議長（長内伸一君） 答弁、副町長。

○副町長（黒崎嘉方君） 畑作構造転換事業の実施に係る自己負担の調達などについてであります。当町の農業法人が事業実施主体となって実施する高性能ポテトプランター、それからGPSつきトラクターの導入事業につきましては、事業計画等につきましては町を初め国や道の協議を経て、このたび承認されたところでございます。まず、その点は1点ご理解していただきたいなと思います。

それで、その事業費や自己負担分についてでございますが、申請時点で事業費が5,194万2,000円となっております。このうち国庫補助金で、先ほど2分の1以内ということで2,348万5,000円を予定してございます。したがって、差し引きますと2,845万7,000円が自己負担ということになります。自己負担金の調達についてのご指摘でございますけれども、事業実施主体の農業法人に伺いましたところ、農林水産業関係の資金を取り扱う金融機関からの借り入れを予定しておりまして、これまでの融資協議の中で、現時点での話ですけれども、融資に支障のあるようなことにはなっていないというふうに伺っております。

なお、当該農業法人の馬鈴薯生産につきましては長年にわたって生産実績のある取り組みでございまして、技術力も安定していることに加えまして、販路についても加工業を取り扱う業者、実需者というのですけれども、そこと連携するもので安定的な取引が確保さ

れているということで、償還に支障はないという旨回答は得てございます。なお、国や道の事業計画の協議に当たりまして特に経営上の問題点等の指摘はございませんでしたので、参考までに申し添えます。

以上、ご理解いただければと思います。

○議長（長内伸一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、一般6ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 一般1ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 続いて、歳入、一般2ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、給与費明細書について。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

○議長（長内伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

失礼しました。

次に、第1表、歳入歳出予算補正、第2表、債務負担行為補正について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 次に、条文及び補正予算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第79号 令和元年度壮瞥町一般会計補正予算（第8号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第80号

○議長（長内伸一君） 日程第7、議案第80号 令和元年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第80号 令和元年度壮瞥町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第81号

○議長（長内伸一君） 日程第8、議案第81号 令和元年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号 令和元年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第82号

○議長（長内伸一君） 日程第9、議案第82号 令和元年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

質疑を受けます。全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第82号 令和元年度壮瞥町介護保険特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号

○議長（長内伸一君） 日程第10、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本案について適任とする意見を付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任とする意見を付することに決定いたしました。

◎意見案第2号

○議長（長内伸一君） 日程第11、意見案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

6番、真鍋盛男君。

○6番（真鍋盛男君） 意見案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提案理由の説明を申し上げます。

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところであります。

しかしながら、依然として多くの集落が消滅の危機に瀕し、また、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる豪雨や地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面しています。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしています。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものであります。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和3年3月末をもって失効することとなりますが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく政策を確立・推進することが重要であります。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要であります。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものであり、議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

なお、提出先につきましては、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、以上であります。

○議長（長内伸一君） これにて提案理由の説明を終結いたします。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより意見案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、意見案第2号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎各委員会の所管事務調査について

○議長（長内伸一君） 日程第12、各委員会の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から閉会中に所管事務調査を、議会運営委員長から閉会中に次期定例会までの会期日程等議会運営に関する事項について所管事務調査を実施したい旨、それぞれ申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長内伸一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中に所管事務調査を実施することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（長内伸一君） これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和元年辻警町議会第4回定例会を閉会いたします。

（午後 0時04分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員